

みんなの社労士合格塾

# 厚生年金保険法

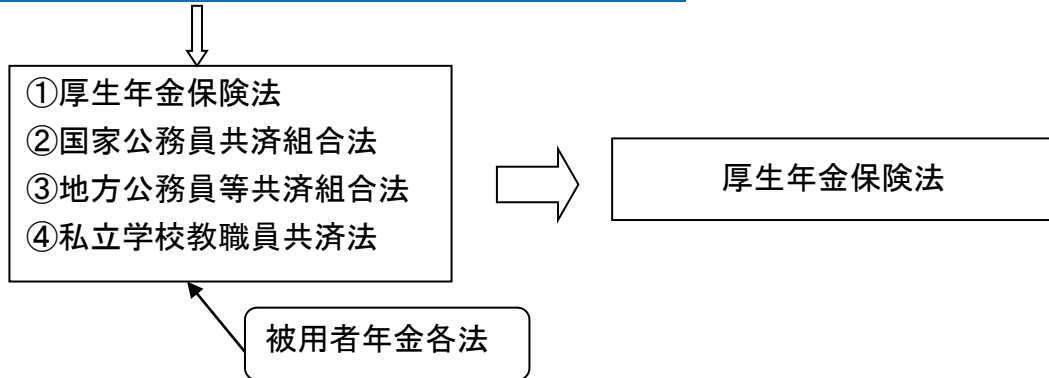
---

早回し過去問論点集

2017年版

平成 27 年 10 月 1 日施行の被用者年金一元化法により一部、過去の問題文を改題しています。冒頭で、法改正の影響による改題の内容、用語の定義を解説します。

平成 27 年 10 月 1 日から「被用者年金一元化法」によりこれまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一。



制度は統一されますが、従来の制度の既得権等を保持するため、被保険者の種別を下記のように第 1 号厚生年金被保険者、第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者、第 4 号厚生年金被保険者の 4 つに区分をし、行政の窓口もそれぞれ実施機関として分かれています

試験の出題は、従来通り一般の会社員を対象とした「第 1 号厚生年金被保険者」が中心になります。

	被保険者の種別	内容
①	第 1 号厚生年金被保険者	②～④に規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者⇒ <u>一般のサラリーマン</u>
②	第 2 号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
③	第 3 号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
④	第 4 号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者

	被保険者の種別	実施機関
①	第 1 号厚生年金被保険者	<u>厚生労働大臣</u>
②	第 2 号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
③	第 3 号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市長村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
④	第 4 号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

【法3条他】報酬の定義他

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	—	—	—	③	②	○	—	—	—	—

□ **報酬とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。**ただし、**臨時に受けるもの及び3か月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。**

[正解 H22年 1B]

【解説】

「臨時に受けるもの」とは、退職手当や解雇予告手当が該当します。  
 問題文に「この限りでない。」という表現が良く使われますが、  
 「この条件に含まれない。」と言いかえれば意味が把握し易くなります。  
 臨時に受けるもの及び3か月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。  
 臨時に受けるもの及び3か月を超える期間ごとに受けるものは、この条件に含まれない。

□ **労働協約により報酬と傷病手当金との差額を見舞金として支給する場合には、これは事業主と被保険者との雇用関係に基づいて事業主が病氣療養中報酬の一部を支給し生活を保障しようとするものであり、報酬に含まれる。**

[正解 H16年 5C]

【解説】

設問の場合、雇用契約に基づく場合なので報酬に含まれます。  
 雇用契約や就業規則等で支給することを規定していなければ、任意恩恵的に支給されるものとして、報酬には含まれません。

□ **労働協約により報酬と傷病手当金との差額を見舞金として支給する場合、当該見舞金は臨時に受け取るものであるので、厚生年金保険法第3条第1項第3号に規定する報酬には含まれない。**

[誤り H24年 1A]

⇒ 「報酬に含まれる。」

□ **賞与とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3か月を超える期間ごとに受けるものをいう。**

[正解 H22年 1C]

□ 賞与の支給が、給与規定、賃金協約等の諸規定によって年間を通じて4回以上支給されることが客観的に定められているときは、当該賞与は報酬に該当し、 定時決定又は7月、8月若しくは9月の随時改定の際には、7月1日前の1年間に受けた賞与の額を12で除して得た額を、賞与に係る部分の報酬額として算定する。

[正解 H23年 10A]

【解説】

H22年1Cの問題の通り、「賞与」とは、名称にかかわらず、3か月を超える期間ごとに受け取るものを称します。

3か月を超える=4月ごとに受けるもの⇒つまり、年間3回が上限です。  
設問は、年間4回なので、賞与という名称ですが、報酬としてカウントします。

□ 配偶者の死亡に係る遺族厚生年金の遺族の取扱いについて、離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされている場合には、その後に事実上婚姻関係と同様の事情にあり、当事者間に、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があり、その事実関係が存在するときであっても、配偶者の死亡に係る遺族厚生年金の遺族とはしない。

[誤り H23年 3E]

⇒「遺族厚生年金の遺族とする。」

【通達】平成23年3月23日発0323第1号

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること。

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

【解説】

平成25年国民年金法の間4で出題された論点と同じです。

「合意」と「存在」がキーワードになります。

□ 「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

[正解 H22年 1D]

【法 100 条他】権限の委任他

[出題実積] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	○	—	—	⑤	—	⑤	—	⑤	—	—

□ 厚生年金保険法等に規定する厚生労働大臣から財務大臣への滞納処分等に係る権限の委任に関し、財務大臣にその権限を委任する場合の要件ではないものはどれか。

[誤り ア、ウ、エ H26年 2]

ア. 納付義務者が 24 か月以上の保険料等を滞納していること。(×)

イ. 納付義務者が、日本年金機構により滞納処分その他の処分を受けていないこと。

(○ 要件ではない。)

平成 28 年法改正 1 億円⇒5,000 万円

ウ. 厚生年金保険法等に規定する保険料、拠出金及びその他この法律の規定による延滞金(以下「滞納保険料等」という。)の合計額が 5,000 万円以上あること。(×)

エ. 納付義務者が、滞納処分その他の処分の執行を免れる目的で、所有する財産について隠ぺいしているおそれがあること。(×)

オ. 厚生労働大臣が委任を行う日から起算して、1 年以内に滞納保険料等の徴収権の消滅時効の完成が見込まれること。(○ 要件ではない。)

【POINT…財務大臣への滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合の要件】

保険料(厚生年金保険料、国民年金保険料)を滞納する法人や個人に対して、滞納保険料を徴収する権限を財務大臣(つまり、国税、税務署が徴収するということになります。)に委任する場合の要件です。「徴収のプロに任せますよ。」ということですよ。

厚生労働大臣は、厚生年金保険法等に規定する保険料、拠出金及びその他延滞金を滞納する納付義務者について、下記のいずれにも該当する場合は、当該納付義務者に係る滞納処分その他の権限の全部又は一部を財務大臣に委任することができる。

① 納付義務者が 24 か月以上の保険料等を滞納していること。

② 厚生年金保険法等に規定する保険料、拠出金及びその他この法律の規定による延滞金(滞納保険料等)の合計額が 5,000 万円以上あること。

⇒国民年金保険料については、委任しようとするときにおいて納付義務者の前年(1月から6月までは前々年)の所得金額が 1 千万円以上であることが必要になります。

③ 納付義務者が、滞納処分その他の処分の執行を免れる目的で、所有する財産について隠ぺいしているおそれがあること。

④ 日本年金機構(機構)により滞納処分その他の処分を受けたにもかかわらず滞納保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

□ 厚生労働大臣は、滞納処分等に係る納付義務者が、処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることなど、保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

[正解 H24年 6D]

□ 日本年金機構は、厚生労働大臣の委任により、第1号厚生年金被保険者期間に基づく障害厚生年金の受給権者の障害の程度を診査し、その程度に応じて従前の障害等級以外の障害等級の額に改定することができる。

[誤り H19年 7B] (年金一元化による改題)

⇒「厚生労働大臣は」

【解説】

(改題前) 日本年金機構は、厚生労働大臣の委任により、障害厚生年金の受給権者の障害の程度を診査し、その程度に応じて従前の障害等級以外の障害等級の額に改定することができる。

年金の一元化に伴い「障害厚生年金の受給権者」と言う表現だけであれば、すべての被保険者(第1号～第4号厚生年金被保険者)が該当します。

設問では、厚生労働大臣とあるので第1号厚生年金被保険者を対象とした障害厚生年金の受給権者のこととなります。

別の面で考えると、一元化前であれば、障害共済年金と言うように「共済」という用語で区分可能でしたが、第1号～第4号厚生年金被保険者等で区分する必要がでてきます。

□ 日本年金機構は、滞納処分等の実施に関する規程(以下「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

[正解 H24年 6E]

□ 日本年金機構が定める滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

[正解 H24年 6B]

□ 厚生年金保険法における滞納処分等については、国税滞納処分の例によって行うこととされており、日本年金機構が滞納処分等を行う場合には、あらかじめ財務大臣の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

[誤り H24年 6C]

⇒「厚生労働大臣の認可」

**【POINT】**

○滞納処分に関する厚生労働大臣の権限⇒日本年金機構に委任

○日本年金機構が滞納処分を行う場合⇒厚生労働大臣の認可

○滞納処分に関して悪質な場合⇒滞納処分の全部又一部を財務大臣に委任

○財務大臣に委任された権限⇒国税庁長官に委任

□ 日本年金機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

[正解 H24年 6E]

□ 平成25年改正前の厚生年金保険法第9章（厚生年金基金及び企業年金連合会）に規定する厚生労働大臣の権限のうち、存続厚生年金基金に係るものは、その一部を地方厚生局長に委任することができる。また、地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任することができる。

[正解 H17年 3D]

□ 平成25年前の厚生年金保険法第9章「厚生年金基金及び企業年金連合会」に規定する厚生労働大臣の権限のうち、存続厚生年金基金に係る権限の一部に係る事務は、日本年金機構に委任されている。

[誤り H22年 8C]

⇒「委任されていない。」

**【解説】**

上記設問に関しては、その一部を地方厚生局長に委任することができ、さらに地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任することができます。

平成17年間3にも同様の論点が出題されています。

□ 被保険者の資格の取得及び喪失に係る厚生労働大臣の確認の権限に関わる事務は、日本年金機構へ委任されている。ただし、適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者で厚生労働大臣の認可を受けて被保険者の資格を取得または喪失するとき、及び厚生労働大臣の認可を受けて適用事業所でなくすることになった被保険者の資格の喪失を除く。

[正解 H22年 8A]

【解説】

ただし書き以降の「適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者で」

○厚生労働大臣の認可を受けて被保険者の資格を取得または喪失するとき、及び

○厚生労働大臣の認可を受けて適用事業所でなくすることになった被保険者の資格の喪失については、厚生労働大臣の認可を受けているので、厚生労働大臣の確認は不要。

□ 厚生労働大臣自らが行うことを妨げないとされている、年金たる保険給付の受給権を有し、またはその者について加算が行われている子に対して、その指定する医師の診断を受けべきことを命じ、または当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させる権限に係る事務は、日本年金機構へ委任されている。

[正解 H22年 8B]

□ 離婚分割における第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬月額及び標準賞与額の改定または決定を行う権限に係る事務は、日本年金機構に委任されている。

[正解 H22年 8D]

□ 適用事業所の取消しの認可、2以上の適用事業所（船舶を除く。）を一の適用事業所とする承認の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されている。

[正解 H22年 8E]



【法6条他】適用事業所他

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
○	②	—	—	—	—	—	—	○	○	⑤

□ 次のアからオのうち、その事業所を適用事業所とするためには任意適用事業所の認可を受けなければならない事業主として、正しいものの組み合わせは後記AからEのうちどれか。

(ア) 常時5人の従業員を使用する、個人経営の旅館の事業主 (任意適用)

法定業種以外

(イ) 常時5人の従業員を使用する、個人経営の貨物積み卸し業の事業主 (強制)

(ウ) 常時5人の従業員を使用する、個人経営の理容業の事業主 (任意)

法定業種以外

(エ) 常時使用している船員(船員法第1条に規定する船員)が5人から4人に減少した船舶所有者 (強制)

(オ) 常時5人の従業員を使用する、個人経営の学習塾の事業の事業主 (強制)

A (アとウ) B (アとオ) C (イとエ) D (イとオ) E (ウとエ)

[正解 A H28年 1]

【解説】

強制適用事業所か任意適用事業所かの区別を聞いてきている問題です。

A・B・C・Eは、個人経営とあるので、人数・業種を確認します。

・5人未満…すべての業種で任意適用

・5人以上…法定業種⇒強制 法定業種以外⇒任意

「常時5人以上」「個人事業所」がキーワードになります。

事業の種類		法定16業種	法定16業種以外
国・地方公共団体・法人		強制適用	
個人	5人以上	強制適用	任意適用
	5人未満	任意適用	

● 「国」、「地方公共団体」、「法人」とくれば⇒業種、人数に関係なく強制適用  
旅館、料理店、飲食店、理美容業等のサービス業で「個人」とくれば、従業員が10人でも100人でも任意適用になります。

□ 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下本肢において同じ。）は、厚生年金保険法の規定に基づいて事業主がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするときは、あらかじめ、文書でその旨を日本年金機構に届け出なければならない。

[正解 H27年 1A]

【解説】

事業主（船舶所有者を除く。）は、各種手続きを代理人に処理させようとするときは、**あらかじめ、文書でその旨を日本年金機構に届け出る必要があります。**

□ 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。）は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、当該事実があった日から10日以内に、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添えて、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。

[誤り H26年 9E]

⇒ 「5日以内に」

□ 常時5人以上の従業員を使用する法人でない個人事業所のうち、物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業は適用事業所となるが、旅館、料理店、飲食店等のサービス業は適用事業所とはならない。

[正解 H18年 4B]

□ 適用事業所以外の事業所が適用事業所になるとき、及び適用事業所でなくするときは、当該事業所に使用される従業員（適用除外に該当する者を除く。）の4分の3以上の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

[誤り H19年 1E]

⇒ 「適用事業所以外の事業所が適用事業所になるとき、及び」を削除すれば正しい。

【解説】

○適用事業所以外の事業所の事業主⇒適用事業所になる場合

⇒被保険者となるべき者の**2分の1以上の同意**+厚生労働大臣の認可

○任意適用事業⇒適用事業所でなくする場合

⇒被保険者の**4分の3以上の同意**+厚生労働大臣の認可

□ 強制適用事業所（船舶を除く。）がその要件に該当しなくなったときは、任意適用事業所の認可があったものとみなされ、引き続き適用事業所となる。

[正解 H19年 9A]

【解説】

強制適用事業所（船舶を除く。）が、強制適用事業所の要件に該当しなくなったとき  
⇒「その日に」その事業所について任意適用の認可があったものとみなされます。

□ 初めて適用事業所となった事業所の事業主及び船舶の船舶所有者は、当該事実があった日から5日以内に日本年金機構に対して所定の届出をしなければならない。

[誤り H17年 2B]

⇒「及び船舶の船舶所有者」を削除すれば正しい。

【POINT…新規適用事業所の届出】

○一般事業主⇒当該事実があった日から「5日以内」

○船舶所有者⇒当該事実があった日から「10日以内」



その他船舶所有者に関して、被保険者の資格取得届、喪失届、賞与支払届、随時改定、育児休業等終了時の報酬月額変更届等の届け出は、**10日以内**。

従業員や事業主が、数日間漁に出掛けるようなことを考慮して日数が10日に。

【解説】

例えば、「すべての事業所の事業主は、報酬月額の変更がある際は、速やかに届出なければならない。」という設問は誤りになります。

正しくは、

「すべての事業所の事業主（船舶所有者を除く。）は、報酬月額の変更がある際は、速やかに届出なければならない。」

届出等に関する設問では、常に「船舶所有者」のことを意識しながら設問にあたる必要があります。

□ 同一の事業主による二以上の適用事業所（船舶を除く）は厚生労働大臣の承認を受けて一の適用事業所となることができるが、この承認があったときは、当該二以上の事業所は適用事業所ではなくなったとみなされる。

[正解 H17年 2C]

【法9条他】当然被保険者他

[出題実積] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
③	②		④				④	○	③	⑤

□ 昭和20年10月2日以後に生まれた者であり、かつ、平成27年10月1日の前日から引き続いて国、地方公共団体に使用される者で共済組合の組合員であった者は、平成27年10月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

[正解 H28年 8D]

【解説】

被用者年金一元化法（施行日…平成27年10月1日）により、設問の共済組合の組合員は、平成27年10月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得します。

昭和20年10月2日以後に生まれた者が対象になります。

施行日（平成27年10月1日）現在、70歳未満が対象。

昭和20年生まれの場合、平成27年時点での年齢は、平成27年+63年=90年

（昭和換算）…昭和90年-昭和20年=70歳

□ 4か月間の臨時的事業の事業所に使用される70歳未満の者は、その使用されるに至った日から被保険者となる。

[誤り H28年 8E]

⇒「被保険者とならない。」

【解説】

臨時的事業の事業所に使用される者は、

（原則）適用除外（被保険者にならない。）

（例外）継続して6月を超えて使用されるべき場合

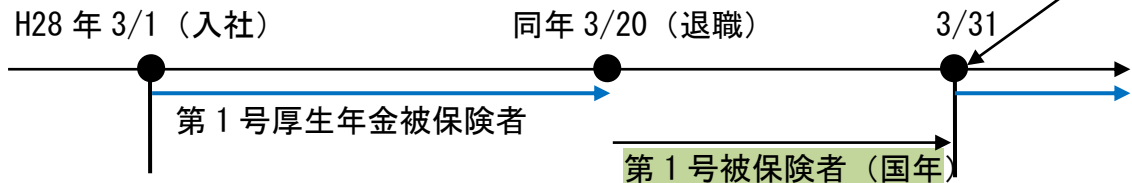
⇒その使用されるに至った日から被保険者になります。

□ 適用事業所に平成 28 年 3 月 1 日に採用され、第 1 号厚生年金被保険者の資格を取得した者が同年 3 月 20 日付けで退職し、その翌日に被保険者資格を喪失し国民年金の第 1 号被保険者となった。その後、この者は同年 4 月 1 日に再度第 1 号厚生年金被保険者となった。この場合、同年 3 月分については、厚生年金保険における被保険者期間に算入されない。

[正解 H28 年 9E] (H28 年 法改正)

4/1 に再度、第 1 号厚生年金被保険者

【解説】



○同月得喪に関しては、

⇒「被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を1箇月として被保険者期間に算入」

○同月得喪の例外 (法改正)

～平成 27 年 9 月	平成 27 年 10 月～
○3/1 日入社 3/20 退社による同月得喪 ⇒厚生年金の保険料徴収	○3/1 日入社 3/20 退社による同月得喪 ⇒厚生年金の保険料徴収されない
○3/21 日 国民年金 第 1 号被保険者 ⇒国民年金の保険料徴収	○3/21 日 国民年金 第 1 号被保険者 ⇒国民年金の保険料徴収

3 月に関しては厚生年金・国民年金  
二重徴収  
(あくまで、同月得喪の場合のみ)

3 月に関しては、国民年金のみ徴収  
二重徴収の解消

□ 第 1 号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失に係る厚生労働大臣の確認は、事業主による届出又は被保険者若しくは被保険者であった者からの請求により、又は職権で行われる。

[正解 H28 年 10A]

【解説】

資格の得喪の確認は、届出・請求・職権により行うことができるので正解です。

第 1 号厚生年金被保険者に関する規定で、第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失については、この規定は、適用されません。

□ 適用事業所に使用される 70 歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有しない場合、実施機関に申し出て、被保険者となることができる。なお、この者は厚生年金保険法第 12 条の被保険者の適用除外の規定に該当しないものとする。

[正解 H28 年 10D]

【POINT】…高齢任意加入被保険者の加入要件

	要件
適用事業所	実施機関に申出
適用事業所以外	「事業主の同意」＋「厚生労働大臣の認可」

高齢任意加入被保険者となることができる者は、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有しないことが前提です。

設問のように、遺族厚生年金の受給権者に関しては、高齢任意加入被保険者となることが可能です。

□ 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）は、当初から継続して6か月を超えて使用されるべき場合を除き、被保険者とならない。

[誤り H27 年 2D]

⇒「4月を超えて」

【解説】

（原則）季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）は被保険者となりません。

（例外）当初から継続して4月を超えて使用されるべき場合は、当初から被保険者となります。

船舶所有者に使用される船員は、季節的に使用される場合でも、被保険者になります。（季節に応じた遠洋漁業の船員）

□ 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であって、2月以内の期間を定めて使用される者は、被保険者とされない。ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至ったときは、その超えた日から被保険者となる。

[正解 H21 年 1A]

【解説】

「臨時に使用される者」と「季節的業務に使用される者」に関しては、⇒（船舶所有者に使用される船員を除く。）の記載の有無に注意してください。

□ 船舶所有者によって季節的業務に使用される船員たる 70 歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とされないが、その者が継続して 4 か月を超えて使用される見込みであるときは、使用開始当初から被保険者になる。

[誤り H21 年 2C]

⇒「被保険者となる。」

**【解説】**

船舶所有者に使用される船員は、臨時であろうが、季節的業務であろうが、当初から被保険者になります。

□ 船舶所有者に使用される船員であって、その者が継続して 4 か月を超えない期間季節的業務に使用される場合、厚生年金保険の被保険者とならない。

[誤り H25 年 1ウ]

⇒「厚生年金保険の被保険者となる。」

**【解説】**

季節的業務に使用される者であっても、船舶所有者に使用される船員は被保険者となるので誤りです。

□ 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳以上の者であって、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有しないものが、当該事業所の事業主の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けた場合、厚生年金保険の被保険者とならない。

[誤り H25 年 1イ]

⇒「高齢任意加入被保険者となる。」

**【POINT…高齢任意加入被保険者の要件】**

○適用事業所⇒厚生労働大臣に申出

○適用事業所以外⇒事業主の同意＋厚生労働大臣の認可

なお、70 歳以上の者であって、老齢厚生年金等の受給権を有していないことが条件です。

□ 船舶所有者に臨時に使用される船員であって、その者が引き続き 1 か月未満の期間日々雇い入れられる場合、厚生年金保険の被保険者とならない。

[誤り H25 年 1ウ]

⇒「厚生年金保険の被保険者となる。」

**【解説】**

船舶所有者に使用される船員は、被保険者になります。

□ 巡回興行などの所在地が一定しない事業所に使用される者であって、その者が引き続き6か月以上使用される場合、厚生年金保険の被保険者とならない。

[正解 H25年 1エ]

【解説】

サーカスなどの巡回興業は、所在地が一定しない事業所に使用される者として、被保険者にはなれません。

□ 巡回興業など所在地が一定しない事業に使用される者について、当初から継続して6月を超えて使用される予定である場合には、その者は任意単独被保険者になることができる。

[誤り H16年 8D]

⇒「その者は任意単独被保険者になることはできない。」

【解説】

所在地が一定しない事業所に使用される者は、使用期間の長短に係らず、厚生年金保険の被保険者になることはできません。

被保険者の範疇には、任意単独被保険者も含まれるので、任意継続被保険者になることもできません。

該当者は、国民年金法の第1号被保険者になるということです。

□ 臨時的事業の事業所に使用される者であって、その者が継続して6か月を超えない期間使用される場合、厚生年金保険の被保険者とならない。

[正解 H25年 1オ]

【解説】

「臨時的事業」とくれば、原則適用除外になります。

ただし、当初から6か月を超える予定で使用される場合

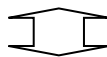
⇒当初から被保険者になります。



法改正により削除

【POINT…適用除外】注意①：船舶所有者に使用される船員を除く。

適用除外	適用除外の例外
<p>○国、地方公共団体又は法人に使用される者で下記に該当するもの</p> <p>①恩給法に規定する公務員及び公務員とみなされる者</p> <p>②法律によって組織された共済組合の組合員</p> <p>③私学教職員共済制度の加入員</p>	
<p>○臨時に使用される者（注①）で</p> <p>①日々雇入れられる者</p> <p>②2月以内の期間を定めて使用される者</p>	<p>①1月を超えて引き続き使用 ⇒その日から被保険者に</p> <p>②所定の期間を超えて引き続き使用 ⇒その日から被保険者に</p>
<p>○季節的業務に使用される者（注①）</p>	<p>当初から継続して4月を超える予定で使用 ⇒当初から被保険者</p>
<p>○臨時的事業の事業所に使用される者</p>	<p>当初から継続して6月を超える予定で使用 ⇒当初から被保険者</p>
<p>○所在地の一定しない事業所に使用される者</p>	
<p>○事業所に使用される短時間労働者であって「4分の3基準」を満たさず、かつ、下記のいずれかに該当する者</p> <p>①一週間の所定労働時間が20時間未満であること</p> <p>②当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれないこと</p> <p>③報酬が88,000円未満であること</p> <p>④学生等であること</p>	



加入が義務付けられる短時間労働者（法改正 平成28年10月以降）

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上
- ②1年以上継続して雇用される見込みがある
- ③月額賃金88,000円以上（年収106万円以上）
- ④学生等でない
- ⑤被保険者の数が501人以上の企業（特定適用事業所）

1年間に6か月以上501人以上になることが見込まれる場合

□ 更生保護事業法に定める更生保護事業の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される70歳未満の者は、被保険者とされる。

[正解 H21年 1D]

【解説】

「更生保護事業」とは、犯罪者の社会復帰援助政策の一環になります。  
 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業の事業所又は事務所に関しては

○常時5人以上の従業員を使用する場合⇒適用事業所に該当  
 70歳未満の者は、強制被保険者になります。

□ 法人の理事についてはその法人から労務の対償として報酬を受けているときは、被保険者となるが、個人事業所の事業主や法人でない組合の組合長は被保険者となることはできない。

[誤り H17年 1B]

⇒「や法人でない組合の組合長」を削除すれば正しい。

【解説】

○厚生年金保険法の被保険者（前半の論点）

- ・適用事業所に使用される70歳未満の者
- 労務の対償として報酬を受けている場合で、
- ・法人の代表取締役や理事、法人でない組合の組合長等

○厚生年金保険法の被保険者でない。（後半の論点）…個人事業所の事業主

□ 適用事業所に使用される70歳未満の者であっても、その者が私立学校教職員共済制度の加入者であるときは、厚生年金保険の被保険者とはならない。

[誤り H18年 3A 改題] (法改正)

⇒「第4号厚生年金被保険者として厚生年金の被保険者となる。」

【POINT】

第1号厚生年金被保険者＝一般のサラリーマン

第2号厚生年金被保険者＝国家公務員

第3号厚生年金被保険者＝地方公務員

第4号厚生年金被保険者＝私立学校の先生

□ 厚生年金保険の被保険者は、例外なく、任意適用事業所の取消しの認可があったときはその日に、任意単独被保険者の資格喪失の認可があったときはその翌日に、それぞれ被保険者資格を喪失する。

[誤り H21年 2D]

⇒ 「その翌日に」

【POINT…資格喪失の時期】

○原則…翌日

○例外…その日

- ・喪失した日にさらに当然被保険者や任意単独被保険者になった場合
- ・70歳に達したとき等

□ 第3種被保険者とは、鉱業法に規定する事業場で常時坑内作業に従事する厚生年金保険法による被保険者又は船員法に規定する船員として厚生年金保険法に規定する船舶に使用される同法による被保険者であって、第4種被保険者以外のものをいう。

[誤り H18年 4E]

⇒ 「第4種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。」

【POINT…被保険者の種別】

○第1種被保険者

⇒ 「男子」であって第3種被保険者、第4種被保険者及び船員任意継続被保険者以外

○第2種被保険者

⇒ 「女子」であって第3種被保険者、第4種被保険者及び船員任意継続被保険者以外

○第3種被保険者

⇒ 「坑内員・船員」であって第4種被保険者及び船員任意継続被保険者以外

○第4種被保険者

⇒旧法の任意継続被保険者

□ 被保険者（高年齢任意加入被保険者及び第4種被保険者を除く。）は、死亡したときはその日に、70歳に達したときはその翌日に被保険者資格を喪失する。

[誤り H27年 2E]

⇒ 「その翌日に」

⇒ 「その日に」

【法 10 条・11 条】任意加入被保険者

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	⑦	○	②	○	—	②	—	○	③	—

□ 任意単独被保険者が厚生労働大臣の認可を受けてその資格を喪失するには、事業主の同意を得た上で、所定の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

[誤り H27年 2A]

⇒「事業主の同意を得た上で」を削除すれば正しい。

【解説】

事業主の同意は不要なので誤りです。

□ 適用事業所以外の事業所に使用される高齢任意加入被保険者が、老齢基礎年金の受給権を取得したために資格を喪失するときは、当該高齢任意加入被保険者の資格喪失届を提出する必要はない。

[正解 H27年 2B]

【解説】

設問にあるように「老齢基礎年金の受給権を取得」という事実は、保険者が当然知り得ることなので「資格喪失届」の提出は不要です。

□ 適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者は、保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を滞納し、督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないときは、当該保険料の納期限の日に、その資格を喪失する。なお、当該適用事業所の事業主は、保険料を半額負担し、かつ、その保険料納付義務を負うことについて同意していないものとする。

[誤り H27年 2C]

⇒「当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に」

【POINT…高齢任意加入被保険者】	
適用事業所以外の事業所の場合	適用事業所の場合
70歳以上で老齢年金の受給権がない者 ↓ 事業主の同意を得て 厚生労働大臣の認可を受けることにより 高齢任意加入被保険者になることが可能	70歳以上で老齢年金の受給権がない者 ↓ 実施機関に申出 高齢任意加入被保険者になることが可能
厚生労働大臣の認可があった日に被保険者の資格を取得	申し出が受理された日に被保険者の資格を取得
↓	↓
事業主に保険料の半額負担＋納付義務	(原則) 被保険者に全額負担・納付義務 (例外) … <u>事業主が同意</u> ⇒ 事業主に保険料の半額負担＋納付義務

□ 任意単独被保険者となることができるのは、適用事業所以外の事業所に使用される65才未満の者に限られる。

[誤り H19年 8E]

⇒ 「70歳未満の者に限られる。」

□ 任意単独被保険者となるためには、事業主の同意が必要である。

[正解 H19年 8A]

【解説】

任意単独被保険者の要件⇒ 「厚生労働大臣の認可」 + 「事業主の同意」

任意単独被保険者になるということは、事業主に

- ・ 保険料半額負担
- ・ 納付義務

が発生するので、事業主の同意が必要になります。

□ 適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者が高齢任意加入被保険者になるには、事業主の同意を得たうえで、厚生労働大臣に対して申出を行うこととされており、その申出が受理された日に資格を取得する。

[誤り H26年 3C]

⇒ 「厚生労働大臣の認可を受けて」

□ 適用事業所以外の事業所で臨時に使用される 70 歳未満の者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であって日々雇い入れられる者は、その者が 1 か月を超えて引き続き使用されるに至った場合には、事業主の同意を得た上で厚生労働大臣の認可を受けて、任意単独被保険者となることができる。

[正解 H19 年 1C]

【解説】

日々雇い入れられる者でも、1 か月を超えて引き続き使用される場合は、被保険者になることができます。

ただし、設問の場合は、適用事業所以外の事業所のため、任意単独被保険者ということになります。

□ 任意単独被保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

[正解 H19 年 8D]

□ 任意単独被保険者は、厚生労働大臣の認可があった日に、被保険者の資格を取得する。

[正解 H19 年 8B]

□ 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者は、被保険者となるためには、事業主の同意が必要である。なお、保険料については、事業主が保険料の半額を負担することにつき同意をしない場合には、被保険者は保険料の全額を負担することになる。

[誤り H16 年 8C]

⇒「被保険者（任意単独被保険者）になることはできない。」

【解説】

「事業主の同意」とは、

・保険料の半額を負担すること及び保険料を納付する義務についての同意が含まれます。  
同意がなければ、被保険者（任意単独被保険者）になることはできません。

□ 事業主は、任意単独被保険者の保険料の 2 分の 1 を負担する。

[正解 H19 年 8C]

□ 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者が被保険者になるためには、保険料を全額負担し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

[誤り H24 年 2A]

⇒「事業主の同意を得たうえ、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者（任意単独被保険者）となることができる。」

□ 適用事業所に使用される 70 歳以上の者が高齡任意加入被保険者となるためには生年月日は要件とされない。また、年齢を理由として資格を喪失することはなく、資格喪失の申出など喪失理由に該当しない限り、政令で定める年金給付の受給権を取得するまで当然被保険者となる。

[正解 H16年 8E]

□ 適用事業所に使用される 70 歳以上の障害給付を受けている者であって、その者が適用除外に該当しないときは、事業主の同意が得られなくても厚生労働大臣の認可を得ることにより被保険者となることができる。

[誤り H17年 6B]

⇒「厚生労働大臣に申し出て」

【解説】

老齡厚生年金、老齡基礎年金その他の老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有していれば、高齡任意加入被保険者となることはできません。

設問のように、障害給付を受けている場合には、高齡任意加入被保険者となることができます。

□ 70 歳以上の障害厚生年金の受給権者は、老齡厚生年金、老齡基礎年金その他の老齡又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者であっても、高齡任意加入被保険者となることができない。

[誤り H21年 1E]

⇒「となることができる。」

□ 適用事業所に使用される 70 歳以上の者であって、老齡厚生年金、老齡基礎年金等受給権を有しないもの（厚生年金保険法の規定により被保険者としないとされた者を除く。）が、高齡任意加入被保険者の資格を取得するためには、事業主の同意は必ずしも要しないが、厚生労働大臣に申し出る必要がある。

[正解 H20年 2A]

□ 適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者の資格を有する者が、初めて納付すべき保険料を滞納し、督促状の指定の期限までに、その保険料を納付しないときは、その者の事業主が、当該保険料の半額を負担し、かつ、その被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意したときを除き、指定の期限の翌日に当該被保険者の資格を喪失する。

[誤り H20年 2B]

⇒「高齢任意加入被保険者とならなかったものとみなす。」

【解説】

(原則)

高齢任意加入被保険者が、初めて納付すべき保険料を滞納し、指定の期限までに、その保険料を納付しないとき

⇒高齢任意加入被保険者とならなかったものとみなされます。

(例外)

事業主が、保険料の半額を負担し、かつ、その被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意していた場合は、この限りではありません。

□ 高齢任意加入被保険者を使用する適用事業所の事業主は、当該被保険者の同意を得て、将来に向かって、保険料を半額負担し、かつ、その保険料を納付する義務を負うことについての同意を撤回することができるが、この撤回によって高齢任意加入被保険者はその資格を喪失することはない。

[正解 H19年 1D]

【解説】

適用事業所の事業主は、高齢任意加入被保険者の同意を得ることにより、将来に向かって、「保険料の半額負担」、かつ、「その被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うこと」の同意を撤回することができます。

ただし、あくまで、保険料のことなので、高齢任意加入被保険者の資格喪失事由にはなりません。

□ 適用事業所に使用される70歳以上の高齢任意加入被保険者は、保険料の全額を負担し、自己の負担する保険料を納付する義務を負うものとする。ただし、その者の事業主が当該保険料の半額を負担し、かつその被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意したときはこの限りではない。

[正解 H24年 10A]



□ 適用事業所以外の事業所に使用される高齢任意加入被保険者は、加入の際には、事業主の同意を得たうえで、厚生労働大臣に申出を行うという手続きを行っている。

[誤り H16年 8A]

⇒「厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。」

【解説】

高齢任意加入被保険者の手続きに関しては、「適用事業所」なのか「適用事業所以外」なのかを最初に押さえることが必要です。

□ 適用事業所以外の事業所に使用される高齢任意加入被保険者が、老齢基礎年金の受給権を取得したために当該被保険者の資格を喪失したときは、当該高齢任意加入被保険者の資格喪失の申請書を提出しなくてもよい。

[正解 H21年 2B]

【解説】

適用事業所以外の事業所に使用される高齢任意加入被保険者が、老齢厚生年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金等の受給権を取得した場合

⇒翌日に資格を喪失

受給権を取得した事実は行政も把握しているので、改めて資格喪失の申請書を提出する必要はありません。

□ 昭和7年4月2日以降に生まれた高齢任意単独加入被保険者であった者で、平成14年4月1日に厚生年金保険の適用事業所以外の事業所に引き続き使用されるものは、翌日に厚生年金保険法第9条の規定による被保険者の資格を取得し、当該高齢任意単独加入被保険者資格を喪失する。

[誤り H22年 6A]

⇒「同日に」

【解説】

平成14年4月1日の厚生年金保険の適用年齢の改正（65歳から70歳に）に伴う経過措置です。

平成14年4月1日からは、原則として70歳未満の者が当然被保険者になり、同年3月31日時点で65歳以上70歳未満（昭和7年4月2日以降生まれ）の高齢任意単独被保険者は、改正後は同日に任意単独被保険者の資格を取得し、高齢任意単独被保険者の資格を喪失することとされました。

【法 19 条】被保険者期間

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	—	○	○	—	—	—	◎	○	—	—

[選択式 H25 年]

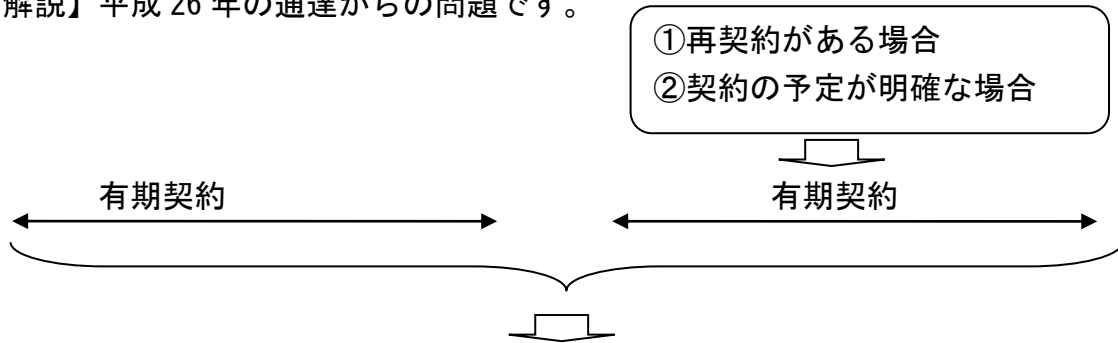
- ①厚生年金保険法に規定する第 3 種被保険者の被保険者期間については、昭和 61 年 4 月 1 日から【 A 】4 月 1 日前までの被保険者期間について、当該第 3 種被保険者であった期間に【 B 】を乗じて得た期間をもって厚生年金保険の被保険者期間とする。
- ②第 1 号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者が死亡したときは、【 C 】の規定による死亡の届出義務者は、【 D 】以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、【 C 】の規定による死亡の届出をした場合（受給権者の死亡の日から【 E 】以内に当該受給権者に係る【 C 】の規定による死亡の届出をした場合に限る。）は、この限りでない。

[解答] A : 平成 3 年 B : 5 分の 6 C : 戸籍法 D : 10 日 E : 7 日

□ 有期の雇用契約が数日の間を空けて再度行われる場合、雇用契約の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約の予定が明らかであるような事実が認められるなど、就労の実態に照らして事実上の使用関係が中断することなく存続しているものと判断される場合には、被保険者資格は喪失しない。

[正解 H26 年 9D]

【解説】平成 26 年の通達からの問題です。



有期の雇用契約が、数日の間を空けて再度行われる場合や雇用契約終了時にあらかじめ、次の雇用契約の予定が明らかであるような事実がある場合

事実上の使用関係が中断することなく存続していると判断される場合

⇒被保険者資格を喪失させることなく取り扱います。

(つまり、資格喪失の手続きをする必要はありません。)

□ 厚生年金保険法で定める「被保険者期間」とは、被保険者の資格を取得した日から被保険者の資格を喪失した日の前日までの月単位で計算される期間である。

[誤り H21年 2E]

⇒「月単位で計算される期間である。」

【解説】

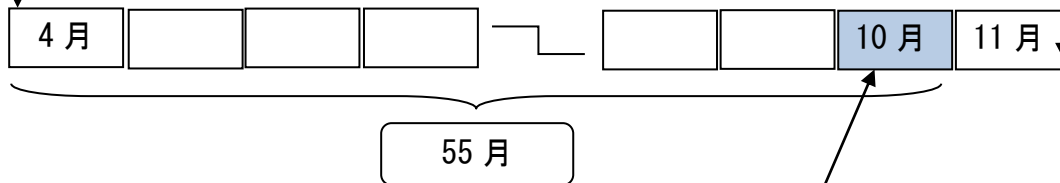
被保険者期間を計算する場合

⇒月によるものとし、被保険者の資格を取得した「月」からその資格を喪失した月の「前月」までをこれに算入します。

□ 昭和61年4月1日に第3種被保険者の資格を取得し、平成2年11月30日に当該資格を喪失した者については、66月をもって、この期間の厚生年金保険の被保険者期間とされる。

[正解 H20年 5D]

【解説】



設問に関して、昭和61年4月1日から平成2年11月30日までの実期間は、55月間になります。

注意する点は、資格喪失日（11月30日）の属する月の前月、つまり平成2年10月までの期間になります。

同時に設問では、第3種被保険者であった期間があるので経過措置として

○昭和61年4月1日前の期間⇒3分の4倍

○昭和61年4月1日から平成3月31日までの期間⇒5分の6倍

つまり、設問の場合には、55月×6/5=66月になります。

□ 適用事業所に使用され被保険者の資格を取得してから 6 年後に被保険者の種別が変わった者の場合について、その者の種別が変わってから 5 年後に届出て種別変更の確認を得た後、さらに 14 年就業したとき、その者の年金額の計算に係る被保険者期間は 23 年である。

[誤り H17 年 1A]

⇒ 「25 年である。」

【解説】

設問の論点は、

種別変更（例えば第 1 種被保険者から第 3 種被保険者に変更する場合）の届出が遅滞した場合

⇒ その期間は従前の種別の被保険者期間であったものとして取り扱われます。

設問で確認していくと

- ・ 最初の 6 年間⇒第 1 種被保険者
- ・ 種別の変更（第 1 種から第 3 種）から 5 年間の内  
時効のかかる前の 3 年間⇒第 1 種（従前の被保険者期間）として扱う  
時効のかからない後の 2 年間⇒第 3 種被保険者。
- ・ その後の 14 年間⇒第 3 種被保険者

つまり、6 年+5 年+14 年=25 年の被保険者期間になります。

国民年金法の「種別の変更」は、第 2 号被保険者から第 3 号被保険者のように、厚生年金保険法の「種別の変更」とは内容が異なります。

【法 27 条他】 届出

[出題実績] ○ 択一式      ◎ 選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	④	⑨	③	—	③	②	⑥	○	④	○

□ 第 1 号厚生年金被保険者である者が同時に第 4 号厚生年金被保険者の資格を有することとなった場合、2 以上事業所選択届を、選択する年金事務所又は日本私立学校振興・共済事業団に届け出なければならない。

[誤り H28 年 6C]

⇒ 「届け出る必要はない。」

【解説】

「第 1 号厚生年金被保険者が同時に第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者又は第 4 号厚生年金被保険者の資格を有するに至ったときは、その日に、当該第 1 号厚生年金被保険者の資格を喪失する」と規定されています。

つまり、2 以上事業所選択届自体不要です。

□ 厚生年金保険法第 27 条の規定による当然被保険者（船員被保険者を除く。）の資格取得の届出は、当該事実があった日から 5 日以内に、厚生年金保険被保険者資格取得届又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを日本年金機構に提出することによって行うものとする。

[正解 H27 年 1B]

【POINT…被保険者の資格取得届の提出期限】

○ 一般事業主…5 日以内

○ 船舶所有者…10 日以内

□ 厚生年金保険法第 6 条第 1 項の規定により初めて適用事業所となった船舶の船舶所有者は、当該事実があった日から 5 日以内に、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。

[誤り H27 年 1C]

⇒ 「10 日以内に」

□ 被保険者（適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者及び第 4 種被保険者を除く。）は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。

[正解 H27 年 1D]

□ 育児休業期間中における厚生年金保険料の免除の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業所の事業主は、当該被保険者が育児休業等終了予定日を変更したとき又は育児休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、これを日本年金機構に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに産前産後休業期間中における厚生年金保険料の免除の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

[正解 H27年 1E]

【解説】

長文なので難しく思えますが、要は、「育児休業等終了予定日を変更したとき又は育児休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了したとき」に、速やかにその旨を届け出なさいということです。

□ 育児休業中で厚生年金保険料が免除されている者に対して賞与が支給された場合、当該賞与に係る厚生年金保険料は免除されるため、賞与支払届を提出する必要はない。

[誤り H26年 10A]

⇒「提出する必要がある。」

【解説】

育児休業中で厚生年金保険料が免除されている期間中に賞与が支給された場合にも、賞与支払届は必要になります。

□ 事業主が被保険者から住所変更の申出を受けたときの「被保険者の住所変更の届出」は、5日以内に届け出なければならない。

[誤り H25年 9ア]

⇒「速やかに」

□ 被保険者又は70歳以上の使用される者が、同時に2以上の事業所に使用されるに至ったときの「2以上の事業所勤務の届出」は、5日以内に届け出なければならない。

[誤り H25年 9イ]

⇒「10日以内」

□ 事業主が被保険者（船員被保険者を除く。）に賞与を支払ったときの「被保険者の賞与額の届出」は、5日以内に届け出なければならない。

[正解 H25年 9ウ]

□ 被保険者（船員被保険者を除く。）が厚生年金保険法第 23 条に基づく改定（いわゆる随時改定）に該当したときの「被保険者の報酬月額変更の届出」は、5 日以内に届け出なければならない。

[誤り H25 年 9エ]

⇒ 「速やかに」

【POINT…速やかに】

- 被保険者の氏名、住所の変更届
- 障害厚生年金の障害状態不該当届
- 加給年金額対象者の障害状態該当の届出

- 報酬月額変更届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届

⇨ 船舶所有者は 10 日以内

□ 被保険者（適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者及び第 4 種被保険者を除く。）は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。

[正解 H21 年 1C]

【POINT】

- 「被保険者氏名変更届」⇒速やかに
- 「老齢厚生年金等の受給権者の氏名、変更届、住所変更届」⇒10 日以内

□ 被保険者が、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を自分で日本年金機構に届け出なければならない。

[誤り H19 年 10B]

⇒ 「変更後の住所を事業主に申し出なければならず、当該申出を受けた事業主は、速やかに、届書を日本年金機構に提出しなければならない。」

□ 老齢厚生年金の受給権者は、加給年金額の対象者である 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が、障害等級 1 級又は 2 級の障害の状態に該当するに至ったときは、速やかに、加給年金額対象者の障害状態該当の届出を行わなければならない。

[正解 H20 年 9C]

□ 老齢厚生年金の受給権者がその氏名を変更したときの「氏名変更の届出」は、5 日以内に届け出なければならない。

[誤り H25 年 9オ]

⇒ 「10 日以内に」

□ **老齢厚生年金の受給権者は、その住所を変更したときは、10 日以内に、住所変更の届出を行わなければならない。**

[正解 H20 年 9E]

□ **障害厚生年金の受給権者は、厚生年金保険法施行令第3条の8に定める程度の障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、所定の事項を記載した届書を、日本年金機構に提出しなければならない。**

[正解 H23 年 4C]

□ **事業主に変更があったときの、前事業主及び新事業主の連署による「事業主の変更の届出」は、5 日以内に届け出なければならない。**

[誤り H25 年 9カ]

⇒ 「**変更後の事業主**」

(平成 28 年法改正)

「前事業主及び新事業主」 ⇒ 「**変更後の事業主**」

□ **事業主は、被保険者の資格を取得した者がいるときは、速やかに、被保険者資格取得届又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクと年金手帳を日本年金機構に提出しなければならない。**

[誤り H19 年 10C]

⇒ 「**5 日以内に**」

【POINT…資格取得届・資格喪失届の提出期限】

○一般事業主…5 日以内

○船舶所有者…10 日以内

□ **被保険者（船舶所有者に使用される者及び厚生年金保険法第8条の2第1項の規定により2以上の事業所を一の適用事業所とすることを厚生労働大臣が承認した適用事業所に使用される者を除く。）の資格喪失の届出は、原則として、当該事実があった日から5日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを日本年金機構に提出することによって行う。**

[正解 H24 年 1B]

□ **被保険者が、年金手帳を滅失したため、再交付を厚生労働大臣に申請する場合には、申請者の生年月日及び住所、基礎年金番号、現に被保険者として使用される事業所の名称及び所在地、滅失又はき損の事由等の事項を記載した再交付の申請書を日本年金機構に提出しなければならない。**

[正解 H24 年 1B]

【POINT】

年金手帳の再交付の申請⇒**日本年金機構**に提出



□ 事業主は、70 歳に到達した被保険者を引き続き使用する場合は、70 歳以上被保険者該当届を日本年金機構に提出する必要がある。

[誤り H19 年 10D]

⇒ 「70 歳以上被用者該当届を」

【解説】

○事業主は、70 歳に到達した被保険者を引き続き使用する場合

⇒ 「70 歳以上被用者該当届」を、5 日以内（船舶所有者にあつては 10 日以内）に日本年金機構に提出する必要があります。

○平成 19 年 4 月 1 日以降、70 歳以上で使用される者に対して、60 歳代後半の在職老齢年金制度が適用されることとなったため、「70 歳以上被用者該当届」の届出が必要になります。

名称のとおり「被保険者」でなく「被用者」のため、70 歳以上の被用者期間は被保険者期間ではないので、厚生年金保険料は徴収されず、年金額計算の基礎にもなりません。

□ 適用事業所の事業主は、被保険者（船舶に使用される者及び昭和 12 年 4 月 1 日以前生まれの者を除く。）が 70 歳に達した日以後も引き続き使用を継続するときは、当該被保険者の資格喪失の届出及び 70 歳以上の使用される者の該当の届出を、当該事実があつた日からそれぞれ 5 日以内に、当該届書等を日本年金機構に提出することによって行うものとされている。

[正解 H20 年 2C]

□ 適用事業所の事業主は、70 歳以上の者（昭和 12 年 4 月 1 日以前に生まれた者及び厚生年金保険法第 12 条各号に定める適用除外者に該当する者を除く。）であつて、過去に厚生年金保険の被保険者であつた者を新たに雇い入れたときは、「70 歳以上の使用される者の該当の届出」を行わなければならない。

[正解 H23 年 10B]

【POINT…70 歳以上被用者】

70 歳以上であつて厚生年金保険の適用事業所に新たに使用される者、又は被保険者が 70 歳到達後も継続して使用される場合で下記の要件に該当する者

- ①昭和 12 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- ②過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する者

□ 毎年7月1日現に使用される70歳以上の者の報酬月額届出は、船員たる被保険者も含め、同月10日までに、日本年金機構に提出することによって行うものとする。

[誤り H21年 6D]

⇒「船員たる被保険者を除いて」

【POINT…70歳以上の者の報酬月額届出】

○一般事業主⇒毎年7月1日～7月10日まで

○船舶所有者⇒10日以内

□ 厚生労働大臣が記録し備えるべき被保険者に関する事項には、被保険者の氏名、生年月日、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬月額及び標準賞与額及び賞与の支払年月日等についての事項が該当する。

[正解 H17年 6D]

【POINT…原簿に関する厚生労働省令で定める事項】

厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

厚生労働省令で定める事項は次のとおり定められている。

- ①被保険者の基礎年金番号
- ②被保険者の生年月日及び住所
- ③被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別
- ④事業所の名称及び船舶所有者の氏名（船舶所有者が法人であるときは、名称とする。）
- ⑤被保険者が基金の加入員であるときは、当該基金の名称
- ⑥賞与の支払年月日
- ⑦保険給付に関する事項

□ 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。）は、厚生年金保険法の規定に基づいて事業主（船舶所有者を除く。）がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするとき及び代理人を解任したときは、あらかじめ、文書でその旨を日本年金機構に届け出なければならない。

[正解 H20年 4B]

【解説】

「代理人」とくれば、「あらかじめ」になります。

□ 老齢厚生年金の受給権者は、加給年金額の対象者である配偶者が 65 歳に達したときは、加給年金額対象者の不該当の届出を行う必要はない。

[正解 H20 年 9D]

【POINT…加給年金額対象者の不該当の届出】

下記の場合 **10 日以内**に、届書を日本年金機構に提出しなければならない。

ただし、下記のうち、④、⑧、⑩にかかるものは提出が不要。

届出	
○	①死亡したとき
○	②受給権者による生計維持の状態がやんだとき
○	③配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。
不要	④配偶者が、65 歳に達したとき。(届け出不要)
○	⑤子が、養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき。
○	⑥養子縁組による子が、離縁をしたとき。
○	⑦子が、婚姻をしたとき。
不要	⑧子(障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子を除く。)について、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき。(届け出不要)
○	⑨障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を除く。)について、その事情がやんだとき。
不要	⑩子が、20 歳に達したとき(届け出不要)

(年齢に関しては行政が把握しているため)

□ 老齢厚生年金の受給権者は、加給年金額の対象者である配偶者が 65 歳に達したとき、子(障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子を除く。)が、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき又は子が 20 歳に達したときは、10 日以内に必要事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。

[誤り H21 年 6A]

⇒ 「提出する必要はない。」

□ 厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定による本人確認情報の提供を受け、生存の確認ができる受給権者については、原則として生存の事実について確認できる書類を提出する必要はない。

[正解 H20年 9A]

【解説】

平成23年7月以降、厚生労働大臣は、**毎月**、住民基本台帳法の規定による厚生年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行います。  
生存の確認ができる受給権者については、原則、生存の事実について確認できる書類（現況届）を提出する必要はありません。

□ 加給年金額の対象者がある障害厚生年金の受給権者は、当該障害厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときを除き、毎年、厚生労働大臣が指定する日（以下「指定日」という。）までに、加給年金額の対象者が引き続き当該受給権者によって生計を維持している旨等を、日本年金機構に届け出なければならないが、当該障害厚生年金の裁定が行われた日以後1年以内に指定日が到来する年には、届け出なくてもよい。

[正解 H20年 2D]

【POINT】

（原則）

加給年金額の対象者がある障害厚生年金の受給権者は、毎年、指定日までに届書を日本年金機構に提出。

（例外）

障害厚生年金の裁定が行われた日以後1年以内に指定日が到来する場合は、届出不要。

□ 障害厚生年金の受給権者（当該障害厚生年金の全額が支給停止されている者を除く。）であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前1月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を日本年金機構に提出しなければならない。

[正解 H20年 9B]

□ 遺族厚生年金の受給権者が子（障害等級に該当しないものに限る。）であるとき、当該子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了して受給権を失権したときは、10日以内に失権の届書を日本年金機構に提出しなくてはならない。

[誤り H23年 1C]

⇒ 「失権の届出を提出する必要はない。」

**【POINT】**

（原則）

遺族厚生年金の受給権者⇒失権事由に該当するに至ったときは、10日以内に、届書を、日本年金機構に提出。

（例外）

遺族厚生年金の受給権者である子又は孫が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより受給権を失権したとき、又は、20歳に達したことにより受給権を失権したとき、失権の届出は不要。

□ 受給権者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、1か月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

[誤り H19年 10E]

⇒ 「10日以内に」

□ 事業主は、厚生年金保険に関する書類のうち、被保険者の資格の取得及び喪失に関するものは、その完結の日から5年間、保険料に関するものは、その完結の日から2年間、保存しなければならない。

[誤り H20年 8B]

⇒ 「2年間」

【法3条他】標準報酬月額他

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
◎	◎	—	③	◎	◎⑥	③	○	—	○	②

[選択式 H23年]

老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、厚生年金保険法別表の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「【 A 】」という。）を乗じて得た額の総額を当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。）の 1,000 分の【 B 】に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

【 A 】については、毎年度、厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる率（以下「【 C 】」という。）に第 2 号及び第 3 号に掲げる率を乗じて得た率（「【 D 】」という。）を基準として改定し、当該年度の 4 月以降の保険給付について適用する。受給権者が 65 歳に達した日の属する年度の初日の属する年の【 E 】の年の 4 月 1 日の属する年度以後において適用される【 A 】（「基準年度以後【 A 】」という。）の改定については、上記 2 の規定にかかわらず、【 C 】を基準とする。

[解答] A:再評価率 B:5.481 C:物価変動率 D:名目手取り賃金変動率  
E:3年後

[選択式 H22年]

報酬比例部分のみの 60 歳前半の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、年金額として 120 万円、総報酬月額相当額として 32 万円（標準報酬月額 24 万円とその月以前 1 年間の標準賞与額の総額を 12 で除して得た額 8 万円の合算額）であるとき、その者に支給すべき年金月額は、【 A 】円となる。

また、この者が、雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金を受給しているときは、年金月額【 A 】円から月額【 B 】円が支給停止される。（この者の 60 歳到達時のみなし賃金日額に 30 を乗じて得た額は 40 万円とする。）

なおこの場合、老齢厚生年金の受給権者は、【 C 】提出しなければならない。  
2 男子であって【 D 】に生まれた者（女子及び坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間を合算した期間が 15 年以上である者は 5 年遅れ）は、65 歳に達する前に厚生労働大臣に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。

当該繰上げ支給の老齢厚生年金の請求をした受給権者であって、繰上げ支給の老齢厚生年金の請求があった日以後被保険者期間を有するものが【 E 】ときは、【 E 】日の属する月前における被保険者であった期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、【 E 】日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

[解答] A:30,000 B:14,400 C:速やかに、支給停止事由該当届を日本年金機構  
D:昭和 36 年 4 月 2 日以後 E:65 歳に達した

[選択式 H19年]

- ①厚生労働大臣は、被保険者が毎年【 A 】現に使用される事業所において、同日前3か月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が【 B 】未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。これにより決定された標準報酬月額は、【 C 】までの各月の標準報酬月額とする。
- ②厚生労働大臣は、被保険者が現に使用される事業所において継続した3か月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、【 B 】以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額と比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。
- ③【 D 】までの間に被保険者の資格を取得した者及び上記2において【 E 】までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、上記1による標準報酬月額の決定は、その年に限り行わない。

[解答] A : 7月1日    B : 17日    C : その年の9月から翌年の8月  
D : 6月1日から7月1日    E : 7月から9月

[選択式 H18年]

- 平成16年の法改正により、年金額の改定は被保険者であった期間の標準報酬月額及び標準賞与額に係る【 A 】（生年度別）を改定することによって毎年自動的に行われる方式に改められた。
- 2 新規裁定者（【 B 】歳到達年度前の受給権者）の年金額の改定には、原則として【 C 】を基準とした【 A 】を用い、既裁定者（【 B 】歳到達年以後の受給権者）の年金額の改定には、原則として前年の【 D 】を基準とした【 A 】を用いる。
- 3 調整期間においては、これら【 C 】と【 D 】にそれぞれ調整率を乗じて【 A 】が用いられる。この調整率は、「3年度前の【 E 】」に平均的な年金受給期間の変動率等を勘案した一定率である0.997を乗じて得た率である。

[解答] A : 再評価率    B : 68    C : 名目手取り賃金変動率  
D : 物価変動率    E : 公的年金被保険者総数変動率

□ 第1号厚生年金被保険者が同時に2以上の適用事業所（船舶を除く。）に使用される場合における各事業主の負担すべき標準報酬月額に係る保険料の額は、各事業所について算定した報酬月額を当該被保険者の報酬月額で除し、それにより得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じた額とする。

[正解 H28年 6B]

【解説】

ダブルワーカーの場合の各事業主の負担すべき保険料に関する問題です。

例えば、Aさんが甲社での報酬月額：70万円 乙社での報酬月額：30万円 合計100万円の場合

（健康保険の標準報酬月額…98万円 厚生年金の標準報酬月額…62万円…上限）

甲社：標準報酬月額×保険料率×70万/100万

乙社：標準報酬月額×保険料率×30万/100万

上記のように、Aさんが受け取る総合計（100万円）をベースにして按分計算します。按分計算して算出した額をそれぞれ会社負担分と本人負担分で折半して支払うことになります。

□ 厚生年金保険法第78条の6第1項及び第2項の規定によるいわゆる合意分割により改定され、又は決定された標準報酬額は、その改定又は決定に係る標準報酬改定請求のあった日から将来に向かってのみその効力を有する。

[正解 H28年 9C]

【解説】

合意分割により改定され、又は決定された標準報酬額は、当該標準報酬改定請求のあった日から将来に向かってのみその効力が生じます。

□ 厚生年金保険法第23条に基づく改定（いわゆる随時改定）の取扱いは、昇給又は降給により、従前の標準報酬月額等級との間に原則として2等級以上の差が生じた場合に行われるべきものであるが、ここにいう昇給又は降給とは、固定的賃金の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの遡及適用によって差額支給を受ける場合を含み、休職のため、一時的に通常の賃金より低額な休職給を受けた場合を含まないものとする。

[正解 H25年 8A]

【POINT…随時改定にかかる固定的賃金の増額・減額に含むもの】

- ・ ベースアップ又はベースダウン
- ・ 賃金体系の変更
- ・ 上記等の遡及的な差額支給



□ 70 歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額については、標準報酬月額等級の第 1 級の 98,000 円から第 30 級の 605,000 円までの区分により定められる。

[誤り H21 年 6C]

⇒ 「第 30 級の 620,000 円まで」

【解説】

70 歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額

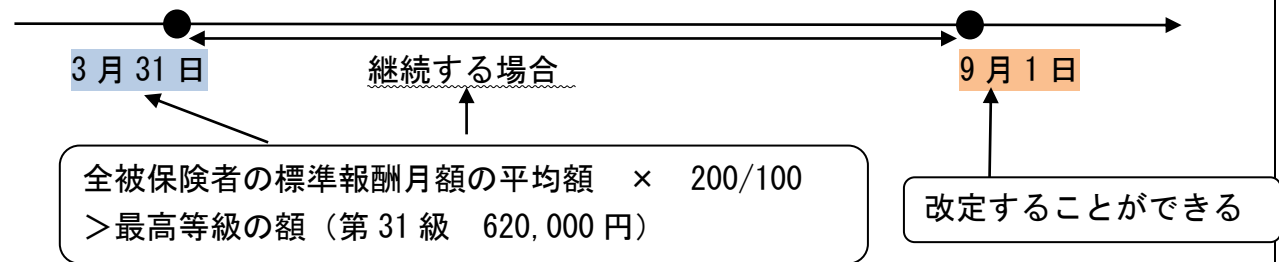
⇒ 70 歳未満の標準報酬月額と同じになります。

□ 被保険者の標準報酬月額の最高等級及びその額は第 31 級 62 万円であり、この基準となる報酬月額の上限は 605,000 円以上であるが、毎年 3 月 31 日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の 100 分の 200 に相当する額が最高等級の額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の 9 月 1 日から、健康保険法に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令により更に上の等級を加える改定を行うことができる。

[正解 H17 年 4D] (H29 年 法改正)

H29 年法改正第 1 級 88,000 円追加により  
第 30 級⇒第 31 級に

【POINT…等級区分の改定の要件】



⇒ その年の 9 月 1 日から、健康保険法に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して改定を行うことができる。

(キーワード)

⇒ 「毎年 3 月 31 日」、「100 分の 200」、「その年の 9 月 1 日から」

□ 毎年 3 月 31 日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年 9 月 1 日から、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

[誤り H23 年 8A]

⇒ 「全被保険者の標準報酬月額を平均した額の 100 分の 200 に相当する額が」

(平成 29 年 法改正)

平成 28 年 10 月から厚生年金保険の標準報酬月額の下限が変更

改正前			➔	改正後		
標準報酬		報酬月額		標準報酬		報酬月額
等級	月額			等級	月額	
1 級	98,000	~101,000	1 級	88,000	~93,000	
2 級	104,000	101,00~107,000	2 級	98,000	101,00~107,000	
3 級	110,000	107,000~114,000	3 級	104,000	107,000~114,000	
(中略)			(中略)			
30	620,000	605,000~	31 級	620,000	605,000~	

厚生年金保険法における標準報酬月額の下限等級 (1 級 : 98,000 円) の下に 1 等級 (88,000 円) が追加され、1 級から 31 級に改正

□ 毎年 3 月 31 日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その翌年の 4 月 1 日から、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行わなければならない。

[誤り H23 年 8B]

⇒ 「全被保険者の標準報酬月額を平均した額の 100 分の 200 に相当する額が」

⇒ 「その年の 9 月 1 日から」

⇒ 「行うことができる。」

□ 毎年 3 月 31 日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の 100 分の 200 に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の 9 月 1 日から、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

[正解 H23 年 8C]

□ 毎年 3 月 31 日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の 100 分の 200 に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その翌年の 4 月 1 日から、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行わなければならない。

[誤り H23 年 8D]

⇒ 「その年の 9 月 1 日から」

⇒ 「改定を行うことができる。」

□ 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の300に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その翌年の4月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行わなければならない。

[誤り H23年 8E]

⇒ 「100分の200に相当する額」

⇒ 「その年の9月1日から」

⇒ 「行うことができる。」

【解説】

3箇所に誤りがあります。

本試験では、1行目の「100分の300」が明らかに誤りになるので、本試験では、1行目以降は読む必要はありません。

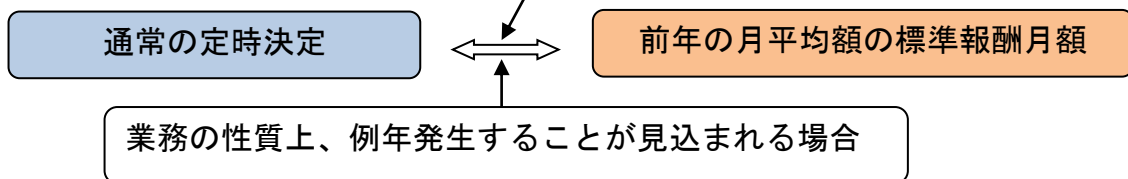
□ 報酬月額の定時決定に際し、当年の4月、5月、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差が生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合には、事業主の申立て等に基づき、厚生労働大臣による報酬月額の算定の特例として取り扱うことができる。

[正解 H24年 10C]

【解説】

平成23年3月31日の通達からの出題です。(平成23年4月1日からの特例)

標準報酬月額の定時決定に当たって基準となる4月から6月の報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額が著しく乖離する場合(2等級以上の差)に配慮した通達です。



⇒ 事業主の申し立て等に基づき、報酬月額の保険者算定の対象とすることができるという通達です。

例えば、毎年4月～6月に展示会や決算等の業務のために報酬が多くなる場合には、事業主の申し立てにより、前年(7月～翌年6月までの年間の報酬の月平均額から算出した報酬月額による標準報酬月額で決定されます。

□ 厚生労働大臣は、被保険者が現に使用される事業所において継続した3か月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基本となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬月額を改定しなければならない。

[誤り H23年 10C]

⇒「(各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上でなければならない。)」

⇒「3で除して得た額が」

⇒「改定することができる。」

【解説】

随時改定と定時決定を混在させた問題です。

○「随時改定」

⇒継続した3か月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上）に受けた報酬の総額を3で除して得た額

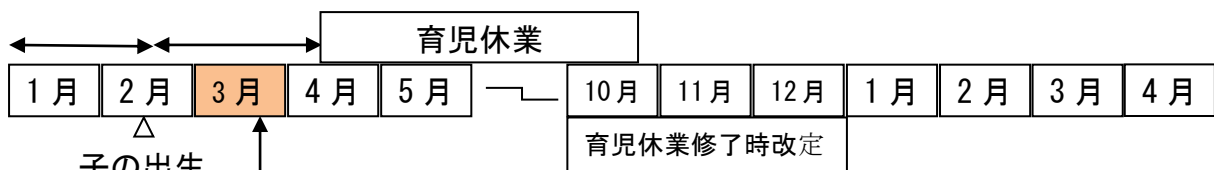
○「定時決定」

⇒7月1日前3か月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額

□ 3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額を下回る場合には、被保険者の申出に基づいて、年金額の計算に際しては、その標準報酬月額が低下した期間については、従前の標準報酬月額がその期間の標準報酬月額とみなされる。

[正解 H17年 8E]

【解説】



育児休業等により標準報酬月額が低下した被保険者に対して「将来受け取る年金額が低下するのを防止」するために、

⇒養育を始めた月の前月（従前標準報酬月額）と比べて低下した期間について

⇒子の養育を始めた月の前月の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を当該養育期間（子が3歳に達するまでの期間）の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。

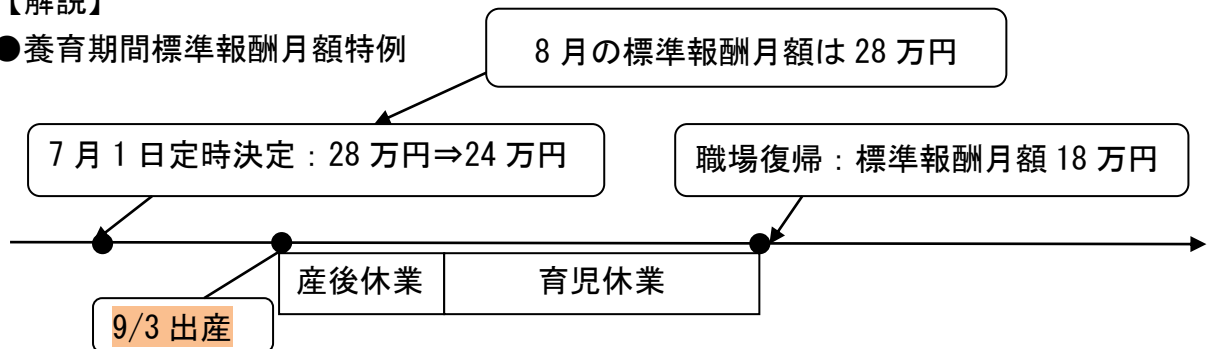
□ 9月3日に出産した被保険者について、その年の定時決定により標準報酬月額が280,000円から240,000円に改定され、産後休業終了後は引き続き育児休業を取得した。職場復帰後は育児休業等終了時改定に該当し、標準報酬月額は180,000円に改定された。この被保険者が、出産日から継続して子を養育しており、厚生年金保険法第26条に規定する養育期間標準報酬月額特例の申出をする場合の従前標準報酬月額は240,000円である。

[誤り H27年 10E]

⇒ 「280,000円である。」

【解説】

●養育期間標準報酬月額特例



「従前標準報酬月額」とは、当該子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）の標準報酬月額を使います。

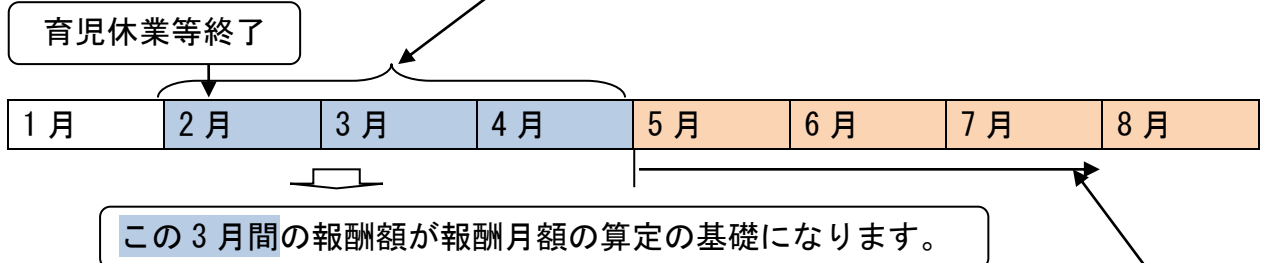
設問の場合、9月3日に出産しているので、従前標準報酬月額は、前月である8月の標準報酬月額を使用するために28万円になります。

（定時決定により240,000円に改定されていますが、その適用は、その年の9月からなので28万円が有効になります。）

□ 育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、厚生労働大臣に申出を行えば、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3か月間の報酬月額の平均が標準報酬月額とされる。

[正解 H17年 8C]

【POINT…育児休業等終了時改定】



- ・ 育児休業等終了日の翌日が属する月以降3月間（算定）
- ・ 育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月から（改定）

□ 育児休業終了時改定によって改定された標準報酬月額は、その育児休業等の終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月の翌月から、次回の定時決定までの各月の標準報酬月額とされる。

[正解 H17年 8D]

【解説】

育児休業終了時改定によって改定された標準報酬月額は

⇒育児休業等終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月（当該翌月が7月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年の8月）までの各月の標準報酬月額とします。

□ 育児休業等を終了した際に改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月からその年の8月（当該月が7月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年の8月）までの各月の標準報酬月額とする。

[誤り H24年 9E]

⇒「2か月を経過した日の属する月の翌月から」

□ 船員たる被保険者の標準報酬月額の決定及び改定については、船員保険法の規定の例によることとされている。

[正解 H21年 8B]

□ 被保険者が賞与を受けた場合、その賞与額に基づき、これに千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与により、その年度（毎年4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計が540万円を超えることとなる場合には、当該累計額が540万円となるようにその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は0とする。

[誤り H24年 9D]

⇒後半の規定はないので誤り。

【解説】

賞与に関する2つの論点から構成されています。

前半の論点は、端数処理に関する内容で正解になります。

後半の論点は、健康保険法の標準賞与額の決定に関する内容です。

厚生年金保険法には該当しないので誤りになります。

【POINT…厚生年金保険法と健康保険法との相違】

	厚生年金保険法	健康保険法
上限額	150万円	573万円
算定期間	賞与が支払われた月ごと	年度ごと

平成28年法改正

□ 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額はその地方の時価によって、日本年金機構が定める。

[誤り H21年 2A]

⇒「厚生労働大臣が定める。」

**【法 80 条】 国庫負担**

[出題実積] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	—	—	○	—	—	—	—	◎	—	—

[選択式 H26 年]

年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下「積立金」という。）の運用は、厚生労働大臣が、厚生年金保険法第 79 条の 2 に規定される目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、【 A 】に対し、積立金を【 B 】することにより行うものとする。

[解答] A : 年金積立金管理運用独立行政法人 B : 寄託

□ **国庫は、基礎年金拠出金の 2 分の 1 に相当する費用（特定年度の前年度までの間は、基礎年金拠出金の 3 分の 1 に所定の額を加算した額）のほか、昭和 36 年 4 月 1 日前の期間に係る給付に対する費用として、第 3 種被保険者に対する給付費は、5 分の 1 について負担する。**

[誤り H16 年 2C]

⇒ 「4 分の 1 について負担する。」

**【解説】**

国庫は、昭和 36 年 4 月 1 日前の期間に係る給付に対する費用として第 3 種被保険者に対する給付費について

⇒ 「100 分の 25」を負担。

設問の表現として、「4 分の 1」もしくは「25%」にも注意が必要です。

□ **昭和 36 年 4 月 1 日前の第 3 種被保険者期間に係る給付費については、25% を国庫が負担する。**

[正解 H21 年 8C]



【法 81 条】 保険料

[出題実積] ○択一式    ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
②	②	◎②	⑧	⑥	○	○	⑪	—	◎	—

[選択式 H20 年]

厚生年金保険法においては、保険料その他同法の規定による【 A 】を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2 年を経過したとき、保険給付を受ける権利（当該権利に基づき【 B 】として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。）は、5 年を経過したときは、時効によって、消滅するとされている。

2 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の施行日（平成 19（2007）年 7 月 6 日）において、厚生労働大臣は、厚生年金保険法による保険給付（これに相当する給付を含む。以下同じ。）を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（同法第 37 条の規定により【 C 】の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第 28 条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る【 D 】（【 D 】の訂正を含む。以下同じ。）が行われた場合においては、その【 D 】による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき【 B 】として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該【 D 】の日までに【 E 】した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとされている。

[解答] A：徴収金    B：支払期月ごとに又は一時金    C：未支給の保険給付  
D：裁定    E：消滅時効が完成

□ 被保険者が同時にいずれも適用事業所である船舶甲及び事業所乙に使用される場合、当該被保険者を使用する甲及び乙が負担すべき標準賞与額に係る保険料の額は、甲及び乙がその月に支払った賞与額をその月に当該被保険者が受けた賞与額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じて得た額とし、甲及び乙がそれぞれ納付する義務を負う。

[誤り H27年 6A]

⇒ 「及び乙」を削除

⇒ 「甲（船舶所有者）が当該被保険者に係る保険料の半額を負担し、当該保険料及び当該被保険者の負担する保険料を納付する義務を負う。」

【解説】 2以上の適用事業所に使用される場合の保険料の徴収

パターン①…（一般事業（甲）と一般事業（乙）の被保険者の場合）



甲、乙それぞれの会社の収入を合算し、甲、乙の収入比率で按分して、それぞれの会社で社会保険料を支払う。

パターン②…2以上の適用事業所に使用される場合（設問の場合）

（一つが船舶であるとき…船舶事業（甲）と一般事業（乙）の被保険者の場合）



船舶所有者が  
被保険者の保険料の半額を負担し、  
当該保険料及び当該被保険者の負担する保険料を納付する義務を負う。

保険料の負担、納付義務生じない。  
（会社負担、本人負担ともに）

○標準賞与額に係る保険料についても同様

□ 被保険者が同時に二の適用事業所に使用される場合において、一が船舶で他が船舶以外の事業所のときは、当該被保険者に係る保険料の半額を負担し納付する義務を負うのは船舶の所有者であり、他の事業所は保険料の負担及び納付義務を負わなくて良い。

[正解 H17年 2D]

【解説】

被保険者が船舶に使用され、同時に一般の事業所に使用される場合の保険料の負担、納付義務に関する設問です。

結論は、船舶所有者に負担、納付義務が発生します。

○船舶所有者⇒保険料の半額負担・納付義務あり

○一般事業主⇒保険料の半額負担・納付義務なし

□ 被保険者が同時に2以上の適用事業所に使用される場合において、2以上の事業所のうち一つが船舶であるときは、船舶所有者が被保険者に係る保険料の半額を負担しかつ当該保険料及び当該被保険者の負担する保険料を納付する義務を負い、船舶以外の事業主は保険料を負担せず、納付義務も生じない。

[正解 H19年 7C]

□ 被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があった場合には、厚生年金保険法第85条の規定に基づいて保険料を納期前にすべて徴収することができる。

[正解 H27年 6B]

【解説】

保険料は、下記の場合には、納期前であっても、すべて徴収することが可能です。

①納付義務者が、次のいずれかに該当する場合

イ国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。

ロ強制執行を受けるとき。

ハ破産手続開始の決定を受けたとき。

ニ企業担保権の実行手続の開始があったとき。

ホ競売の開始があったとき。

②法人たる納付義務者が、解散をした場合

③被保険者の使用される事業所が、廃止された場合

④被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があった場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至った場合（設問の場合）

□ 保険料に係る延滞金は、保険料額が1,000円未満であるときは徴収しないこととされている。

[正解 H27年 6C]

【POINT…延滞金が課せられない場合】

- ① 保険料額が1,000円未満であるとき。
- ② 納期を繰り上げて徴収するとき。
- ③ 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によって督促したとき。
- ④ 滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合も、延滞金は徴収されない。

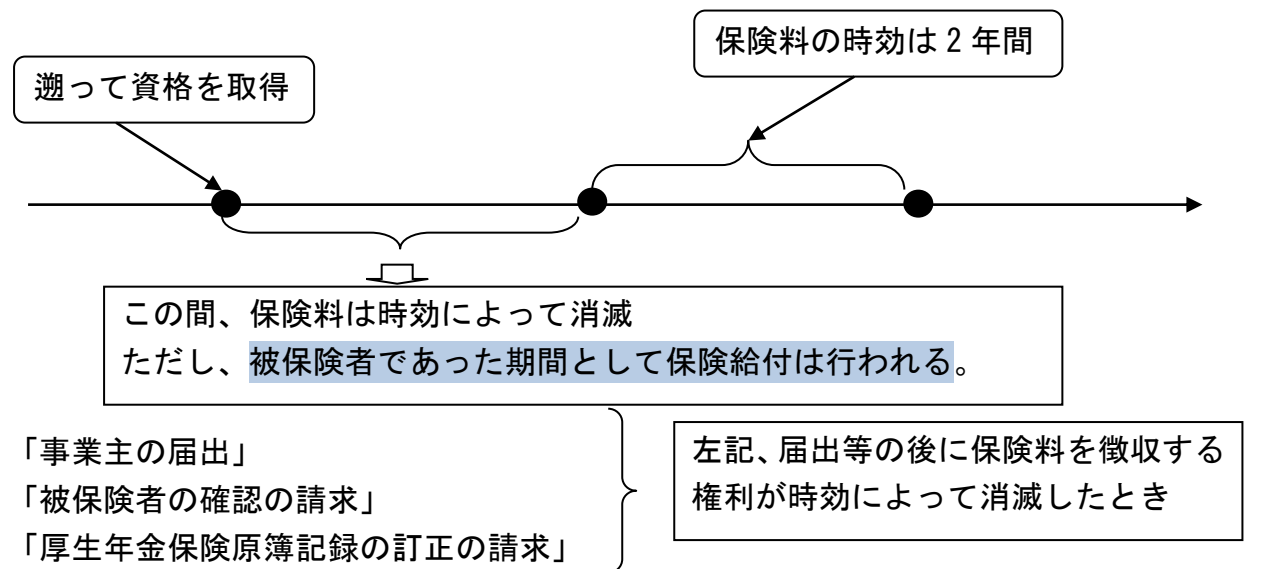
□ 保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われませんが、当該被保険者であった期間に係る被保険者資格の取得について事業主の届出があった後に、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したものであるときは、この限りでないとされている。

[正解 H27年 8B]

【解説】

(後半の論点)

何らかの事情により資格取得が漏れていた場合で、遡って資格を取得したケース



□ 厚生労働大臣は、政令で定める場合における保険料の収納を、政令で定めるところにより、日本年金機構に行わせることができる。 日本年金機構は、保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。

[正解 H27年 8D]

【解説】

保険料の収納に関する問題です。

○厚生労働大臣は、日本年金機構に業務委託

○日本年金機構は、保険料を遅滞なく日本銀行に送付

□ 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ厚生年金保険料の半額を負担するが、事業主は自らの負担すべき保険料額の負担の割合を増加することができる。

[誤り H25年 7A]

⇒「増加することはできない。」

□ 厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から1年以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

[誤り H25年 4A]

⇒「6箇月以内」

【解説】

厚生労働大臣は、

○納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は

○納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき

⇒その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から6箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができます。

□ **厚生労働大臣は**、厚生年金保険法第 83 条第 2 項の規定によって、納期を繰り上げて納付をしたものとみなすときは、事前にその旨を当該納付義務者に通知し同意を得なければならない。

[誤り H25 年 7C]

⇒「事後に通知すれば足りる。」

**【解説】**

厚生年金保険法第 83 条第 2 項の規定（保険料の繰上充当）により、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは

⇒厚生労働大臣は、その旨を当該納付義務者に通知する必要があります。

□ **厚生労働大臣は**、**納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には**、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

[正解 H25 年 7D]

**【解説】** キーワードは

○「その納付が确实と認められ」かつ

○「その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り」

厚生労働大臣は、その申出を承認することができます。

□ **事業主は**、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、厚生労働大臣に申出を行い、その承認を得て、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料（被保険者がその事業所又は船舶に使用されなくなった場合においては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料）を報酬から控除することができる。

[誤り H25 年 7E]

⇒「厚生労働大臣に申出を行い、その承認を得て、」を削除すれば正しい。

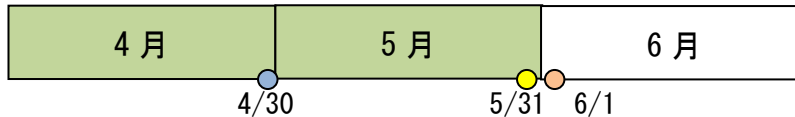
**【解説】**

保険料の源泉控除に関する設問です。

□ 平成 20 年 4 月 30 日に適用事業所に使用され、平成 20 年 5 月 31 日に当該適用事業所に使用されなくなった厚生年金保険の被保険者（70 歳未満であり、退職後は国民年金の第 1 号被保険者となるものとする。）の保険料は、4 月分と 5 月分の 2 か月分が徴収される。

[正解 H20 年 2E]

【解説】



設問のケースでいうと、

- ・ 資格取得⇒その日（平成 20 年 4 月 30 日）
- ・ 退職日⇒（平成 20 年 5 月 31 日）
- ・ 資格喪失日⇒翌日（平成 20 年 6 月 1 日）

したがって、被保険者期間は

⇒4 月（資格を取得した月）から 5 月（資格を喪失した月の前月）の 2 カ月になります。

□ 厚生年金保険の保険料は、月末に被保険者の資格を取得した月は当該月の保険料が徴収されるが、月の末日付けで退職したときは、退職した日が属する月分の保険料は徴収されない。

[誤り H24 年 4E]

⇒「保険料は徴収される。」

【解説】

月の末日付けで退職したときは、

⇒翌月 1 日が資格喪失日になり、その前月分までの保険料が徴収されます。

例えば、

3 月 31 日で退職した時は、4 月 1 日が資格喪失日になり、資格を喪失した日の属する月の前月である 3 月までは、保険料が徴収されます。

□ 総報酬制の導入に伴い、平成 15 年 4 月からの保険料は各被保険者種別毎に引き下げられたが、基金の加入員を除く全ての被保険者の保険料率は、その種別にかかわらず平成 16 年 10 月から毎年引き上げられ、平成 29 年 9 月以降は全ての被保険者の保険料率が 1000 分の 183.00 になる。

[誤り H17 年 4B]

⇒「基金の加入員を含め、被保険者（日本たばこ産業株式会社、旅客鉄道会社等は除く。）の保険料率は」

【解説】

厚生年金保険の被保険者の保険料率は、平成 16 年 10 月から毎年引き上げられ（1,000 分の 3.54）、平成 29 年 9 月以降は保険料率が 1,000 分の 183.0 になります。

- ・日本たばこ産業株式会社（JT）で使用される者⇒特例保険料率（1,000 分の 155.5）
- ・旅客鉄道会社等（JR）で使用される者⇒特例保険料率（1,000 分の 156.9）

に関しては、平成 21 年 9 月から引き上げられています。

□ 坑内員及び船員以外の被保険者（厚生年金基金の加入員を除く。）の保険料率は、日本たばこ産業株式会社及び旅客鉄道会社等に使用される被保険者を含めて、平成 21 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 22 年 8 月分（同年 9 月納付分）までの間は、1000 分の 157.04 である。

[正解 H21 年 8D]

【解説】

平成 21 年 9 月分以後は、日本たばこ産業株式会社及び旅客鉄道会社等に使用される被保険者の保険料率は、一般の保険料率と同じになるので正解です。

□ 農林漁業団体の事業所に使用される被保険者の厚生年金保険料率は、平成 20 年 9 月分（同年 10 月納付分）は 1000 分の 161.2 であるが、平成 20 年 10 月分（同年 11 月納付分）から平成 21 年 8 月分（同年 9 月納付分）までの間は、一般の被保険者と同じ 1000 分の 153.5 である。

[正解 H21 年 8A]

【解説】

農林漁業団体の事業所に使用される被保険者の厚生年金保険料率

⇒平成 16 年 10 月から平成 20 年 9 月まで 一般の被保険者の保険料率に 1000 分の 7.7 を加算した率

⇒平成 20 年 10 月分（同年 11 月納付分）以後は、一般の被保険者と同じ保険料率。



□ 厚生年金保険の被保険者に係る保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものとし、その額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とする。 厚生年金基金の加入者である被保険者については、当該保険料率から免除料率を控除して得られた率とする。

[正解 H18年 3C]

【POINT…保険料】

○ 通常の保険料

⇒ (標準報酬月額+標準賞与額) × 保険料率

○ 厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料

⇒ (標準報酬月額+標準賞与額) × (保険料率 - 免除保険料率)

□ 子が3歳に達するまでの育児休業もしくは育児休業の制度に準ずる措置の期間中について、保険料が免除される。

[正解 H17年 8A]

【解説】

育児休業の制度に準ずる措置の期間中、保険料免除の対象とされるのは  
⇒ 子が3歳に達するまで。

□ 保険料の免除の始期は育児休業等を開始した日の属する翌月で、終期は育児休業等が終了する日の翌日の属する月である。

[誤り H17年 8B]

⇒ 「月で」

⇒ 「月の前月である。」

【POINT…育児休業期間中の保険料の徴収の免除の期間】

例えば、下記のように育児休業終了日が、月末（例えば、1月31日）の場合、翌日（2月1日）の属する月の前月（1月）までの期間保険料が免除されます。



○ 始期

⇒ 育児休業等を開始した日の属する月から

○ 終期

⇒ 育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月まで

□ 育児休業若しくは育児休業の制度に準ずる措置による、子が3歳に達するまでの休業期間中は、当該被保険者が使用される事業所の事業主が厚生労働大臣に申出をすることにより、その育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われませんが、当該被保険者が労働基準法に定める産後休業期間中は育児休業等の期間に当たらないため、保険料は徴収される。

[誤り H23年 10E]

⇒「保険料は徴収されない。」

【法81条の2の2】(産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例 新設)

産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係わる保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了した日の翌日が属する月の前月までの期間に係わるものの徴収は行わない。(平成26年4月1日施行)

□ 育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、当該被保険者が休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了しようとするときは、あらかじめ、これを日本年金機構に届け出なければならない。

[誤り H20年 4A]

⇒「速やかに」

【解説】

育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する**事業主**

⇒当該被保険者が休業等終了予定日を変更したとき又は休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了したとき

⇒速やかに、日本年金機構に届け出る必要があります。

□ **事業主は**、日本年金機構が決定した免除保険料率及び標準報酬月額を被保険者若しくは基金の加入員に通知しないときは、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

[誤り H19年 7D]

⇒「厚生労働大臣」

【解説】

後半の罰則の論点は正解です。

□ 存続厚生年金基金の代行保険料率は、当該基金の代行給付費の予想額の現価を加入員に係る標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の予想額の現価で除して得た率とする。

[正解 H21年 3D]

【解説】

「代行保険料(率)」「免除保険料(率)」とくれば、存続厚生年金基金のことになります。  
 代行保険料は、基金が代行する老齢厚生年金の報酬比例部分の給付を行うために必要となる掛金のことをいい、その率を代行保険料率といいます。

□ 適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者で、事業主の同意が得られなかったために保険料を全額負担している者は、当該保険料をその月の10日までに納付しなければならない。

[誤り H21年 8E]

⇒ 「翌月末日までに納付しなければならない。」

【POINT…高齢任意加入被保険者の保険料】

	事業主の同意あり	事業主の同意なし
負担	折半負担	全額自己負担
納付義務	事業主	被保険者
納付期日	翌月末日	
前納	不可	

□ 厚生年金保険の毎月の保険料は、当月末日までに、納付しなければならない。

[誤り H22年 3C]

⇒ 「翌月末日までに」

□ 保険料納付義務者が納付した保険料が納付すべき額を超えていた場合には、厚生労働大臣は、超過して納入した保険料について、納付した日から起算して6か月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰上げて徴収したものとみなす。

[誤り H16年 2D]

⇒ 「納付した日の翌日から起算して6か月以内」

□ 厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から6か月以内の期日に納付されるべき保険料について、納期を繰り上げてしたものとみなすことができるが、その場合にはその旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

[正解 H21年 4A]

□ 事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料（被保険者がその事業所または船舶に使用されなくなった場合においては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料）を報酬から控除することができる。

[正解 H22年 3E]

□ 保険料の納付義務者である事業主が国税等の滞納処分を受けるときや強制執行、破産手続開始の決定を受けたとき、あるいは競売の開始があったときなどは納期前であってもすべて徴収することができる。繰上げ徴収する場合には厚生労働大臣は当該事業主に対してその旨を督促状によって通知しなければならない。

[誤り H16年 2B]

⇒「督促する必要はない。」

【解説】

（原則）⇒保険料その他徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

（例外）⇒保険料の繰上徴収による場合には督促は不要。

□ 厚生年金保険の保険料は、納付義務者について、民事再生手続きが開始したときは、納期前であっても、すべて徴収することができる。

[誤り H22年 3D]

⇒「徴収することができない。」

□ 保険料等を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、保険料の繰上徴収の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

[正解 H25年 4A]

【解説】

○保険料を滞納する者があるとき

⇒厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。（義務）

ただし、保険料の繰上徴収の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

つまり、繰上徴収を行う場合には、期限を指定して督促を行う必要はありません。

□ 保険料等の督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して督促状を発する。保険料等の督促状は、納付義務者が健康保険法第 180 条の規定によって督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状により、これに代えることができる。

[誤り H25 年 4B]

⇒「併記して、発することができる。」

【解説】

健康保険も厚生年金も、原則、資格取得や資格喪失、保険料の徴収等は同時に行います。督促に関しても同時に行うわけですが、「併記して発する。」ということになります。健康保険法第 180 条の規定は「保険料の督促」になります。

□ 保険料等の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上を経過した日でなければならない。ただし、保険料の繰上徴収が認められる要件に該当する場合は、この限りでない。

[正解 H25 年 4C]

□ 厚生労働大臣は、督促を受けた納付義務者が指定の期限までに保険料等を納付しないとき、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法に規定される指定都市にあっては区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

[正解 H25 年 4D]

□ 厚生労働大臣は、保険料の繰上徴収が認められる要件に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないとき、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

[正解 H25 年 4E]

【POINT…滞納処分できるケース】

○督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないとき。

○保険料の繰上徴収が認められる要件に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。（設問のケース）

【POINT…保険料の繰上徴収事由】

- ① 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。
  - ② 強制執行を受けるとき。
  - ③ 破産手続開始の決定を受けたとき。
  - ④ 企業担保権の実行手続の開始があったとき。
  - ⑤ 競売の開始があったとき。
- ・「民事再生手続が開始したとき」⇒繰上げ徴収事由に該当しません。

□ 保険料を滞納した納付義務者に対する厚生労働大臣の処分の請求により、その者の居住地若しくは財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法に規定される指定都市にあっては区とする。以下同じ。）が市町村税の例によってこれを処分したときは、厚生労働大臣は、徴収金の100分の4に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

[正解 H21年 10C]

【解説】

徴収金の100分の4は、市町村に対する事務手数料の意味合いです。

□ 第1号厚生年金被保険者に係る保険料の納付義務者の住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によって滞納された保険料の督促が行われた場合にも、保険料額に所定の割合を乗じて計算した延滞金が徴収される。

[誤り H28年 8B]

⇒「延滞金は徴収されない。」

【POINT】延滞金が徴収されないケース

- ① 保険料額が1,000円未満であるとき。
- ② 納期を繰り上げて徴収するとき。
- ③ 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によって督促したとき。

□ 納付すべき厚生年金保険の保険料の一部を滞納した者に対し、公示送達による督促を行った場合には、当該滞納部分の保険料額に14.6%（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%）の延滞金が課せられる。

[誤り H18年 5B]

⇒「延滞金は課せられない。」

□ **厚生労働大臣は**、保険料の納付義務者が保険料を滞納し、督促状によって指定した納期限までにこれを納付しなかった場合に、保険料額につき年 14.6%（当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合で、納期限の日から保険料完納の日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

[誤り H21 年 10B]

⇒ 「納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数」

**【解説】**

厚生労働大臣は、保険料額に、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、**年 14.6%**（当該納期限の翌日から **3 月** を経過する日までの期間については、**年 7.3%**）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

**【POINT…延滞金に係る割合】**

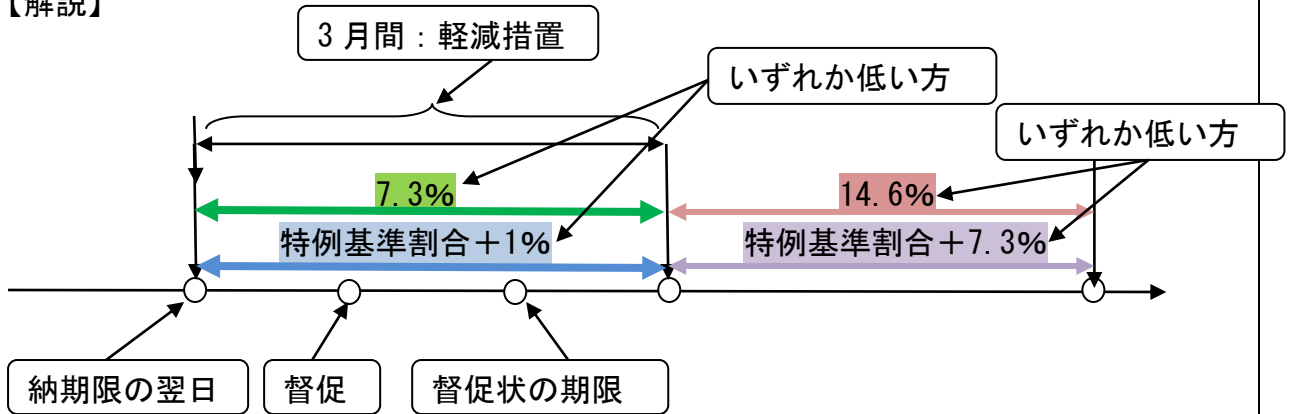
	原則	納期限の翌日から 3 月を経過するまでの期間
原則	年 14.6%	年 7.3%
経過措置	各年の特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合 特例基準 + 年 7.3%	特例基準 + 年 1% (この割合が年 7.3%の割合を超える場合は年 7.3%)

事業主等の経済的負担の軽減に資するため、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を一定期間軽減する措置を講ずるもの。  
(考え方は、市中金利が低金利になっているのに応じた措置)

□ **厚生年金保険料に係る延滞金の割合については**、厚生年金保険法附則第 17 条の 14 の規定により、納期限の翌日から 3 か月を経過する日までの間（以下「軽減期間」という。）は、「年 7.3%」又は毎年定める「特例基準割合 + 1%」のどちらか低い割合が適用されている。**平成 27 年における特例基準割合は**、年 1.8% となることから、**平成 27 年の軽減期間での延滞金の割合は年 2.8% である。**

[正解 H25 年 2D]

【解説】



平成 28 年（特例基準割合：1.8%）

●軽減措置：7.3%と2.8%（1.8+1）との比較で2.8%を採用

●納期限の翌日から3月を経過する日の翌日以後：14.6%と9.1%（1.8+7.3）との比較で9.1%を採用

□ 毎月の保険料は翌月末日までに納付しなければならないが、これを滞納したため発生した延滞金を計算するにあたり、保険料額に500円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、延滞金の金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

[誤り H16年 7A]

⇒「保険料額に1,000円未満の端数」

【解説】

延滞金を計算する過程で

○保険料額に1,000円未満の端数があるとき⇒その端数は、切り捨てる。

○延滞金の金額に100円未満の端数があるとき⇒その端数は、切り捨てる。

□ 厚生労働大臣は、納付義務者が納付すべき保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金を滞納した場合には、その者から延滞金を徴収することができるが、当該延滞金に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

[誤り H21年 10A]

⇒「100円未満の端数」

□ 被保険者が使用される船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く航海に堪えられなくなった場合には、翌月分以降の保険料の免除を申請することができる。

[誤り H18年 2C]

⇒設問のような規定はないため誤り。



□ 厚生年金保険の保険料の先取特権の順位は、国税にのみ次ぐものとする。

[誤り H22年 3A]

⇒ 「国税及び地方税に次ぐものとする。」

□ 厚生年金保険の保険料は、厚生年金保険法に別段の規定があるものを除き、民事執行法上の強制執行の例により徴収する。

[誤り H22年 3B]

⇒ 「国税徴収の例」

**【法 42 条】 本来の老齢厚生年金の受給要件**

[出題実積] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
○	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—

□ 65 歳以上の者であって、**厚生年金保険の被保険者期間が 1 年未満の者は、国民年金法に規定する保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上あるときであっても、老齢厚生年金を請求することはできない。**

[誤り H20 年 8C]

⇒ 「1 月以上ある者は」

⇒ 「老齢厚生年金を請求することができる。」

**【解説】**

65 歳以上の本来の老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間が 1 月以上あり、原則国民年金法に規定する保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上あるときは、老齢厚生年金の請求をすることができます。(受給権が発生します。) 経過措置としての、60 歳台前半の老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)は、厚生年金保険の被保険者期間が「1 年以上」必要です。

□ **老齢厚生年金の受給資格要件を満たす 65 歳以上の者が老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金保険の被保険者期間が 1 か月以上必要であり、同要件を満たす 60 歳以上 65 歳未満の者が特別支給の老齢厚生年金を受給するためには、当該被保険者期間が 1 年以上必要である。**

[正解 H24 年 2D]

**【POINT…老齢厚生年金を受給するための被保険者期間】**

特別支給の老齢厚生年金 (60 歳台前半の老齢厚生年金)	老齢厚生年金 (本来の老齢厚生年金)
60 歳以上 65 歳未満	65 歳以上
被保険者期間 : 1 年以上	被保険者期間 : 1 か月以上

前半の論点が本来の老齢厚生年金の要件であり、後半の論点が特別支給の老齢厚生年金の内容になります。

□ 大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの者及び昭和 61 年 4 月 1 日に 60 歳未満であっても旧厚生年金保険法の老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権のある者には、老齡厚生年金を支給しない。

[正解 H18 年 3E]

【POINT…旧法の支給がなされる場合】

○大正 15 年 4 月 2 日以前生まれの者

○大正 15 年 4 月 2 日以後に生まれた者（昭和 61 年 4 月 1 日に 60 歳未満）であっても⇒旧法の老齡年金、通算老齡年金、特例老齡年金の受給権のある者には、旧法が支給され、老齡厚生年金は不支給

【法 43 条】 本来の老齢厚生年金の年金額

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
○	○	○	—	—	—	—	—	②	—	—

□ 年金は、年 6 期に分けて偶数月にそれぞれの前月分までが支払われることとなっており、前支払期月に支払うべきであった年金についても次の偶数月に支払われ、奇数月に支払われることはない。

[誤り H26 年 3B]

⇒ 「ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払われることがある。」

□ 受給権者の申出による年金たる保険給付の支給停止について、この申出は、老齢基礎年金と老齢厚生年金のような支給事由が同一の年金がある場合には同時に行わなければならない。

[誤り H26 年 3A]

【解説】

設問のように、受給権者の申出による年金たる保険給付の支給停止について、老齢基礎年金と老齢厚生年金のような支給事由が同一の年金がある場合であっても、同時に行うという規定はないので誤りになります。

□ 老齢厚生年金を裁定するとき、当該被保険者の厚生年金保険の被保険者期間に、12,000 円未満の標準報酬月額の間がある場合には、この期間の標準報酬月額は 12,000 円とみなし、平均標準報酬月額を計算する。

[誤り H16 年 6B]

⇒ 「10,000 円未満の」

⇒ 「10,000 円」

【解説】

2 カ所の 12,000 円を 10,000 円にすれば正解です。

昭和 44 年 11 月 1 日前に厚生年金保険の被保険者であった者に関し、同日以後に保険給付を受ける権利を有するに至った者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合

⇒ その計算の基礎となる標準報酬月額に 10,000 円に満たないものがあるときは、これを 10,000 円とします。

昭和 44 年 11 月 1 日前に船員保険の被保険者であった者は、12,000 円として計算します。

□ 昭和 21 年 4 月 2 日以後に生まれた者について、平成 15 年 4 月以後の被保険者期間に係る報酬比例部分の給付乗率は、従前額保障となっているので、計算結果により、1000 分の 5.481 か 1000 分の 5.769 のいずれかになる。

[正解 H16 年 6A]

【解説】

平成 15 年 4 月の総報酬制度導入に伴う経過措置になります。

平成 15 年 4 月



①平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 平成 15 年 4 月 1 日以前の被保険者期間の月数	②平均標準報酬額 × 5.481 / 1000 × 平成 15 年 4 月 1 日以後の被保険者期間の月数
---	--

原則 ⇒ 1000 分の 5.481  
従前額保障 ⇒ 1000 分の 5.769

平成 15 年 4 月 1 日をまたぐ場合には、  
⇒①+②

平成 12 年 4 月の法改正により、将来の負担が過重にならないように、厚生年金の給付乗率の引下げ措置（5%適正化）が行われました。

この改正により、従前の給付乗率で計算した額よりも低くなる場合には、従前額保障ということで従前の計算式を使います。（原則と従前という 2 つの給付率が発生します。）

設問では、「昭和 21 年 4 月 2 日以後に生まれた者」という条件を付けています。

昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの者には、さらに生年月日に応じて読み替えがあるので、あえて、条件を付けています。

□ 老齢厚生年金の経過的加算の額の計算における老齢基礎年金相当部分の額を計算する場合に、厚生年金保険の被保険者期間のうち、昭和36年4月1日以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間については、生年月日に応じた乗率を乗じて得た月数を基礎とする。

[誤り H18年 5E]

⇒「実期間の月数を基礎とする。」

**【解説】**

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、65歳に達した時点で、定額部分が老齢基礎年金に移行して支給されます。

その際、年金の総支給額が低下しないように調整（加算）がなされます。

これを経過的加算と称します。

計算式は

経過的加算額 = 「60歳台前半の老齢厚生年金の定額部分」 - 「老齢基礎年金相当額」

老齢基礎年金相当額は、昭和36年4月1日以後の「20歳以上60歳未満」の厚生年金保険の被保険者期間をもとに計算されます。

設問のように「生年月日に応じた乗率を乗じて得た月数を基礎とする」ということはないので誤りです。

□ 60歳台前半の老齢厚生年金の定額部分と昭和36年4月1日以後の20歳以上65歳未満の厚生年金保険の被保険者期間に係る老齢基礎年金相当額に差があるときは、当該差額を老齢基礎年金に経過的に加算する。

[誤り H19年 2C]

⇒「20歳以上60歳未満」

□ 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、その資格を喪失した日から起算して1月を経過した日の属する月から、年金額が改定される。

[正解 H20年 10D]

**【解説】**

退職時改定を論点にした問題です。

老齢厚生年金の受給権者がサラリーマン（被保険者）の場合に、一方で保険料を支払い、一方で年金が発生するような場合、月づきの保険料を年金の額に反映させることは技術的に難しいので、会社を退職した時（あるいは、被保険者から外れた時）に

、「資格を喪失した日から起算して1月を経過した日の属する月から、年金額が改定」されるという仕組みが退職時改定になります。

70歳到達時に資格を喪失した場合は、「70歳到達時改定」ということで、同様に年金額が改定されます。

【法附則 11 条】 在職老齢年金

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	—	—	—	③	②	○	②	—	○	◎②

[選択式 H28 年]

厚生年金保険法第 46 条第 1 項の規定によると、60 歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の 1 年間の標準賞与額の総額を 12 で除して得た額とを合算して得た額（以下「【 A 】」という。）及び老齢厚生年金の額（厚生年金保険法第 44 条第 1 項に規定する加給年金額及び同法第 44 条の 3 第 4 項に規定する加算額を除く。以下同じ。）を 12 で除して得た額（以下「基本月額」という。）との合計額が【 B 】を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、【 A 】と基本月額との合計額から【 B 】を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額に 12 を乗じて得た額（以下「【 C 】」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、【 C 】が老齢厚生年金の額以上であるときは老齢厚生年金の全部（同法第 44 条の 3 第 4 項に規定する加算額を除く。）の支給を停止するものとされている。

2 厚生年金保険法第 79 条の規定によると、政府等は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができるとされている。

- (1) 教育及び広報を行うこと。
- (2) 被保険者、受給権者その他の関係者（以下「被保険者等」という。）に対し、【 D 】を行うこと。
- (3) 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続きに関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

また、政府は、政府が支給する厚生年金保険法に基づく年金たる給付の受給権者に対するその受給権を担保とする小口の資金の貸付けを、【 E 】に行わせるものとされている。

[解答] A : 総報酬月額相当額      B : 支給停止調整額      C : 支給停止基準額

D : 相談その他の援助      E : 独立行政法人福祉医療機構

□ 昭和 12 年 4 月 1 日以前生まれの者が平成 28 年 4 月に適用事業所に使用されている場合、その者に支給されている老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給停止が行われることはない。

[誤り H28 年 7E]

⇒「行われる。」

【POINT…平成 27 年 10 月の法改正による在職支給停止の対象が拡大】

平成 27 年 10 月以降

- 昭和 12 年 4 月 1 日以前に生まれた 70 歳以上の者
- 国会議員又は地方公共団体の議会の議員
- 共済組合等に加入している者

□ 在職老齢年金の受給者が平成 28 年 1 月 31 日付けで退職し同年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失し、かつ被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して 1 か月を経過した場合、当該被保険者資格を喪失した月前における被保険者であった期間も老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、平成 28 年 3 月から年金額が改定される。

[誤り H28 年 8A]

⇒「平成 28 年 2 月から年金額が改定される。」

【解説】

退職時改定に関する問題です。

被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して 1 月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、「資格を喪失した日」から起算して 1 月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。※次の場合には、「その日」から起算する。

- ・ 事業所又は船舶に使用されなくなったとき
- ・ 任意適用事業所の取消しの認可、又は、任意単独被保険者の資格喪失の認可があったとき
- ・ 適用除外に該当するに至ったとき

設問においては、※印の起算日について、「資格を喪失した日」すなわち、2 月 1 日から起算しているので「3 月」と誤った記述になっている。

正しくは、「その日」すなわち、1 月 31 日から起算するので、平成 28 年 2 月から年金額が改定される。



□ 在職老齢年金を受給する者の総報酬月額相当額が改定された場合は、改定が行われた月の翌月から、新たな総報酬月額相当額に基づいて支給停止額が再計算され、年金額が改定される。

[誤り H27年 8E]

⇒ 「改定が行われた月から」

**【解説】**

在職老齢年金を受給する者の総報酬月額相当額が改定された場合は、改定が行われた月から、新たな総報酬月額相当額に基づいて支給停止額が再計算され、年金額が改定されます。

□ 在職老齢年金の支給停止額を計算する際の「総報酬月額相当額」とは、その者の標準報酬月額と直前の7月1日以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算した額である。

[誤り H25年 8B]

⇒ 「その月以前1年間の」

**【POINT…総報酬月額相当額】**

「標準報酬月額」 + 「その月以前の1年間の標準賞与額の総額」を12で除して得た額

□ 60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間の総報酬月額相当額が300,000円であって、老齢厚生年金の額（加給年金額及び繰下げによる加算額を除く。）と老齢基礎年金の額との合計額を12で除して得た額が220,000円の場合、総報酬月額相当額と220,000円との合計額が、支給停止調整額（470,000円）を超えているため、その合計額から支給停止調整額を控除して得た額の2分の1に相当する額であって25,000円に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。

[誤り H25年 8E]

⇒ 「と老齢基礎年金の額との合計額」を削除すれば正しい。

法改正 平成27年

## 【解説】

設問の1行目に「60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間」とあるので、60歳台後半の在職老齢年金の話になります。

設問の場合

基本月額（220,000円）＋総報酬月額相当額（300,000円）が支給停止調整額（47万円）を超えている場合に下記のような調整があります。

具体例で見ていくと

- ・基本月額 220,000円
- ・総報酬月額相当額 300,000円

支給（年金）が支給停止される額

$$(220,000円 + 300,000円) - 470,000 \times 1/2 = 25,000円$$

調整後に支給される年金額の計算式は

$$\text{「基本月額} - (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - \text{支給停止調整額}) \times 1/2\text{」}$$

「基本月額」とは、老齢厚生年金の額（加給年金額及び繰下げによる加算額を除く。）を12で除して得た額であり、国民年金法による老齢基礎年金の額については、調整外になります。

設問の解き方としては、数字が出てきたからといって、いきなり計算に入る前に要件等々を確認することが優先です。

設問では、

老齢厚生年金の額に「加給年金額及び繰下げによる加算額」を加えるのかが重要な論点になります。

問題文は、基本月額に老齢基礎年金を加えた合計額になっているので、明らかに誤りです。

計算する以前に正誤が明らかです。

「老齢基礎年金の額との合計額」の箇所を見落とし、計算を先にしてしまい数字だけで判断すると、間違っただけで正解にしてしまう危険があります。

□ 60歳台後半の在職老齢年金においては、支給停止の対象となるのは老齢厚生年金と経過的加算額であり、老齢基礎年金は支給停止の対象にはならない。

[誤り H24年 4D]

⇒「であり、経過的加算と」

【POINT…在職老齢年金の計算の対象に関して基本月額から除くもの】

- 加給年金額
- 経過的加算
- 繰下げ支給額
- 老齢基礎年金

□ 厚生年金保険の被保険者である老齢厚生年金の受給権者について、支給される年金額を調整する仕組みは、在職老齢年金と呼ばれる。

[正解 H22年 2D]

【解説】

サラリーマンをしながら給料を貰い、合わせて老齢厚生年金も受給する場合には、年金額の一部、または全部が支給停止あるいは、年金全額支給になります。

「給料」と「年金」を合計した額が過重になるのを防止するのが在職老齢年金の仕組みです。

□ 60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間、老齢厚生年金については、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額から46万円を控除した額の2分の1に相当する額に相当する部分が支給停止される。

[正解 H22年 2B]

【POINT…60歳台後半の在職老齢年金による支給停止額】

⇒(総報酬月額相当額+基本月額-47万円)×1/2

・基本月額⇒老齢厚生年金の額(加給年金額を除く)を12で除して得た額

□ 60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間、老齢厚生年金については、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額から47万円を控除した額の2分の1に相当する額に相当する部分が、老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部(繰下げ加算額を除く。)が支給停止される。

[正解 H22年 2C] (改題)

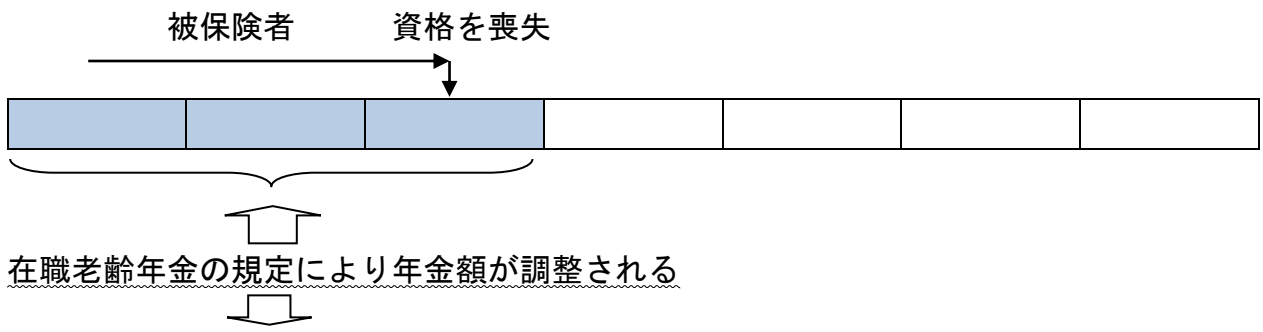
□ 老齢厚生年金の受給権者が被保険者であって、当該者がその前月以前の月に属する日から引き続き被保険者資格を有する場合には、当該年金に係る基本月額と総報酬月額相当額に基づき年金額の調整が行われるが、被保険者資格を喪失した者であって、当該者がその月以前の月に属する日から引き続き被保険者資格を有していた場合には、年金額の調整は行われない。

[誤り H17年 1D]

⇒ 「年金額の調整は行われる。」

【解説】前半の論点は正解です。

後半の論点が誤りで、設問のケースでは、年金額の調整が行われます。



- 老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月
- その被保険者たる資格を喪失した日の属する月

□ すでに退職した68歳の老齢厚生年金の受給権者が、再就職して被保険者となったがその月に退職して資格を喪失した場合は、当該月について総報酬月額相当額と基本月額との合計が支給停止調整額を超えるときであっても年金額は改定されない。

[正解 H17年 5A]

【解説】

同月得喪の場合なので、調整はされません。

□ 老齢厚生年金を受給している被保険者(昭和12年4月2日以降に生まれた者に限る。)であって適用事業所に使用される者が70歳に到達したときは、その日に被保険者の資格を喪失し、当該喪失日が属する月以後の保険料を納めることはないが、一定の要件に該当する場合は、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止される。

[正解 H23年 9C]

【解説】

(原則)

適用事業所に使用される被保険者が70歳に到達したときは、その日に被保険者の資格を喪失します。

(例外)70歳に到達後も使用される者については、資格喪失後も、在職老齢年金の規定(60歳代後半の仕組み)が適用され、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止されることがあります。

在職老齢年金による調整は、改正法の施行日である平成19年4月1日において70歳以上の者(昭和12年4月1日以前生まれの者)には適用されません。

□ 在職老齢年金の支給停止調整額は、法律上、賃金等の変動に応じて改定する仕組みとなっている。平成23年度の在職老齢年金の支給停止調整額については、46万円から47万円に改定された。

[正解 H23年 2D] (改題)

【解説】

在職老齢年金の支給停止調整額は、48万円に平成17年度以後の各年度の名目賃金変動率を乗じて得た額が1万円単位で変動した場合に改定されます。

【法附則 7 条の 3】支給の繰上げ 【法 44 条の 3】支給の繰下げ

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	③	—	○	—	○	—	○	③	○	⑤

□ 平成 19 年 4 月 1 日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者の支給繰下げの申出は、必ずしも老齢基礎年金の支給繰下げの申出と同時に行うことを要しない。

[正解 H28 年 4A]

【解説】

法改正により、平成 19 年 4 月 1 日以降、老齢厚生年金の支給繰下げの申出について、老齢基礎年金の支給繰下げの申出と同時に行う必要が不要になりました。

□ 60 歳から受給することのできる特別支給の老齢厚生年金については、支給を繰り下げることができない。

[正解 H28 年 4B]

【解説】

60 歳台前半の特別支給の老齢厚生年金は、65 歳までの有期年金（終身年金ではない。）です。したがって、繰下げの制度の規定は適用されません。

	繰下げ制度の適用
60 歳台前半の特別支給の老齢厚生年金	×
本来の老齢厚生年金	○

□ 老齢厚生年金の支給の繰下げの請求があったときは、その請求があった日の属する月から、その者に老齢厚生年金が支給される。

[誤り H28 年 4D]

⇒ 「繰下げの申出」

⇒ 「その申出のあった月の翌月から」

【解説】

	受給権の発生	実際の老齢厚生年金の支給
繰上げ	請求があった日に発生	受給権を取得した日の属する月の翌月から開始
繰下げ	老齢厚生年金の受給権は既に発生している	申出のあった日の属する月の翌月から開始

□ 障害基礎年金の受給権者が 65 歳になり老齢厚生年金の受給権を取得したものの、その受給権を取得した日から起算して 1 年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかった場合、その者は、老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うことができる。なお、その者は障害基礎年金、老齢基礎年金及び老齢厚生年金以外の年金の受給権者となつたことがないものとする。

[正解 H28 年 4C]

【POINT】



【POINT…支給の繰下げができない場合】

(原則)

老齢厚生年金の受給権を取得したとき、又はその日から 1 年を経過した日までの間に、下記に掲げる他の年金の受給権者となっていないこと。

- 障害厚生年金及び遺族厚生年金
- 国民年金法による年金給付 (老齢基礎年金、付加年金、障害基礎年金を除く。)

(例外)

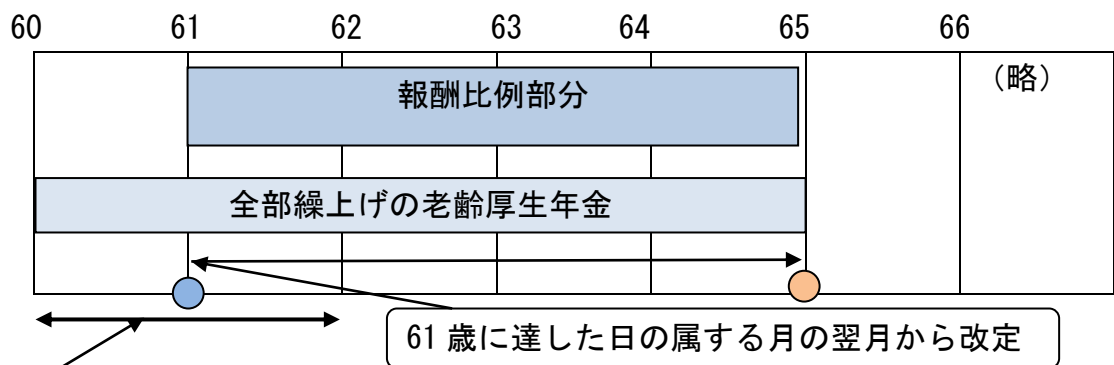
- 老齢基礎年金、付加年金、障害基礎年金の受給権者の場合は、繰下げ可能

□ 特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が61歳である昭和29年4月2日生まれの男性が60歳に達した日の属する月の翌月からいわゆる全部繰上げの老齢厚生年金を受給し、かつ60歳から62歳まで継続して第1号厚生年金被保険者であった場合、**その者が61歳に達したときは、61歳に達した日の属する月前における被保険者であった期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎とし、61歳に達した日の属する月の翌月から年金額が改定される。**

[正解 H28年 4E]

【解説】

昭和29年4月生まれの男性が、60歳から全部繰り上げの老齢厚生年金を受給



第1号厚生年金被保険者（サラリーマン）

この間の被保険者期間（保険料を当然納付）の年金額の改定（再計算）の時期に関するものが論点



設問の場合の改定のタイミングは

- ① 61歳に達する日の属する月⇒翌月から改定
- ② 65歳に達する日の属する月⇒翌月から改定

報酬比例部分の支給開始年齢に達したとき

□ **老齢厚生年金の支給繰上げの請求は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求と同時に**行わなければならない。

[正解 H27年 8A]

【解説】

老齢厚生年金の支給の繰上げの請求は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行うことができる者にとっては、これらの請求と同時に行わなければならないので正解です。



□ 66歳で支給繰下げの申出を行った68歳の老齢厚生年金の受給権者が被保険者となった場合、当該老齢厚生年金の繰下げ加算額は在職老齢年金の仕組みによる支給停止の対象とならない。

[正解 H26年 6C]

【解説】

60歳台後半の在職老齢年金の仕組みによる支給停止の場合、繰下げ加算額、経過的加算額は、支給停止の対象とならないので正解です。

□ 65歳で老齢厚生年金の受給権を取得したが請求していなかった者が、67歳になったときに遺族厚生年金の受給権者となった場合、当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることはできず、65歳の時点に遡って老齢厚生年金が支給される。

[誤り H26年 6D]

⇒「遺族厚生年金の支給すべき事由が生じた日に、当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出があったものとみなす。」

【解説】…法44条の3第2項

65歳で老齢厚生年金の受給権を取得したが請求していない場合で、67歳になったときに遺族厚生年金の受給権者となった場合

⇒支給繰下げの申出があったものとみなす。

1年を経過した日後

□ 老齢厚生年金の受給権を有する者（平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者に限る。）であって、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものはすべて、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。

[誤り H25年 8D]

⇒「申出をすることができないわけではない。」

【解説】

「受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものは」すべて支給繰下げの申出をすることができるわけではないので誤りです。

その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得した場合や1年を経過する日までの間に

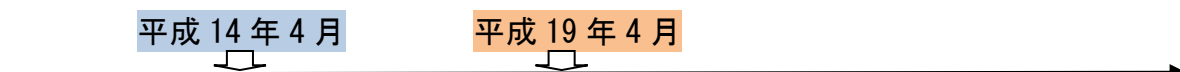
- ・他の年金たる保険給付
- ・国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）若しくは
- ・他の被用者年金各法による年金たる給付（退職を支給事由とするものを除く。）の受給権者であった場合は、支給繰下げをすることはできません。

設問の中に「すべて」という例外がない表現があれば注意が必要です。

合わせて、「平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者に限る。」の意味ですが、

老齢厚生年金の繰下げ制度は、平成19年4月から復活しています。

老齢厚生年金の繰下げ制度の流れは



○平成14年4月から、65歳から70歳まで厚生年金保険の被保険者資格が延長  
⇒従来あった老齢厚生年金の繰下げ制度は原則廃止

○5年経過した平成19年4月から、老齢厚生年金の繰下げ制度が復活  
⇒老齢厚生年金の受給権を有する者であって、その受給権を取得した日から1年を経過する日前に老齢厚生年金を請求していない者は、繰下げの申出ができることに改正。

ただし、平成19年4月1日前に65歳に達し、老齢厚生年金の受給権を取得している人（昭和17年4月1日以前に生まれた人）の場合は、この改正は適用されません。

□ 第三種被保険者期間を有していたことがない者で、1か月以上の厚生年金保険の被保険者期間を有する昭和38年4月1日生まれの男子が、60歳になった場合、その者が、老齢厚生年金の受給資格を満たし、かつ国民年金の任意加入被保険者でないときは、65歳に達する前に厚生労働大臣に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。

[正解 H19年 1B]

【解説】

60歳台前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）が支給されない世代の老齢厚生年金の支給の繰上げ規定になります。（つまり60歳から年金支給がなくなる世代。）

①昭和36年4月2日以後に生まれた男子（③に該当する者を除く）

②昭和41年4月2日以後に生まれた女子（③に該当する者を除く）

③第3種被保険者期間が15年以上ある者であって昭和41年4月2日以後に生まれたもの

上記に該当する特別支給の老齢厚生年金の対象とならない60歳以上65歳未満の者（国民年金の任意加入被保険者でない者に限る）については

⇒老齢厚生年金の繰上げの請求をすることができるということです。

□ 老齢厚生年金の支給を繰上げて受給している者が、当該老齢厚生年金の受給権を取得した日以後65歳に達する日前に被保険者期間を有した場合には、その者が65歳に達した日の属する月から年金額の改定が行われる。

[誤り H19年 3C]

⇒「65歳に達した日の属する月の翌月から年金額の改定が行われる。」

【解説】

老齢厚生年金の支給を繰上げて受給している者が、65歳到達前にサラリーマン（被保険者期間を有した場合）になった場合の年金額の改定のタイミングについての設問です。設問のケースでは、65歳に達した日の属する月の翌月から、退職時改定を伴わずとも年金の額が改定されます。

□ 厚生年金保険法附則第7条の3に規定する繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者が、65歳に達している厚生年金保険の被保険者である場合において、その被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前までの被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとする。

[正解 H21年 5A]

【解説】

退職時改定に関する設問です。

○65歳前に被保険者資格を喪失した場合⇒65歳に達したときに年金額の改定。

○65歳以後に被保険者資格を喪失⇒退職改定。

□ 60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であった者は、老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うことはできない。

[誤り H19年 3B]

⇒「申出を行うことができる。」

【解説】

60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であっても、本来の老齢厚生年金の支給繰下げを行うことは可能です。

本来の老齢厚生年金の受給権を取得したときには、60歳台前半の老齢厚生年金の受給権は消滅しているため、60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であっても、本来の老齢厚生年金の支給繰下げを行うことは可能です。

□ 老齢厚生年金の支給繰下げの申出は、老齢基礎年金の支給繰下げの申出と同時に行わなければならない。

[誤り H19年 3E]

⇒「同時に行う必要はない。」

【解説】

平成14年4月1日以前に老齢厚生年金の受給権を取得したのものについては、老齢基礎年金の支給繰下げの申出と同時に行わなければならないという規定があります。

□ 障害基礎年金の受給権者であって平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者が、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日以前に当該老齢厚生年金を請求しておらず、かつ障害基礎年金以外の障害年金又は遺族年金の受給権者となったことがないときは、厚生労働大臣に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うことができる。

[正解 H19年 3A]

【解説】

(原則) ⇒他の年金たる保険給付等の受給権者であったときは繰下げ不可

(例外) ⇒老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金の受給権者等であったときは繰下げ可能

□ 昭和17年4月2日以前に生まれた者であって、平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者については、すべて老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うことができない。

[誤り H19年 3D]

⇒「要件を満たせば老齢厚生年金の支給繰下げの申し出を行うことができる。」

【解説】

平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者が所定の要件を満たした場合、生年月日に係わらず、支給繰下げの申出を行うことができます。

□ 70 歳に達した者であって、その者が老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行った場合に支給する老齢厚生年金の額に加算する額は、繰下げ対象額（在職老齢年金の仕組みにより支給停止があったと仮定しても支給を受けることができた（支給停止とはならなかった）額に限られる。）から経過的加算額を控除して得られた額に増額率を乗じて得られる額である。

[誤り H23 年 1B]

⇒ 「から経過的加算額を加算して得られた額に」

**【解説】**

老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行った場合に支給する老齢厚生年金の額は（繰下げ対象額＋経過的加算額）×増額率を乗じて得られる額になります。

・増額率は、 $0.7\% \times$  繰下げた月数。

【法附則 8 条】 特別支給の老齢厚生年金の受給要件等

[出題実積] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	○	④	—	—	○	⑥	—	④	◎②	○

[選択式 H27 年]

昭和 30 年 4 月 2 日生まれの男子に係る特別支給の老齢厚生年金について、報酬比例部分の支給開始年齢は 62 歳であり、定額部分の支給は受けられないが、

(1) 厚生年金保険法附則第 9 条の 2 第 1 項及び第 5 項各号に規定する、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき

(2) 被保険者期間が【 A 】以上であるとき

(3) 坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間が【 B 】以上であるとき

のいずれかに該当する場合には、60 歳台前半に定額部分の支給を受けることができる。

上記の(1)から(3)のうち、「被保険者でない」という要件が求められるのは、【 C 】であり、定額部分の支給を受けるために受給権者の請求が必要（請求があったものとみなされる場合を含む。）であるのは、【 D 】である。

また(3)に該当する場合、この者に支給される定額部分の年金額（平成 27 年度）は、【 E 】に改定率を乗じて得た額（その額に 50 銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。）に被保険者期間の月数（当該月数が 480 か月を超えるときは、480 か月とする。）を乗じて得た額である。

[解答] A : 44 年    B : 15 年    C : (1) 及び (2)    D : (1) のみ

E : 1, 628 円

□ 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間が25年ある昭和31年4月2日生まれの女性が、60歳となった時点で第1号厚生年金被保険者期間を8か月及び第4号厚生年金被保険者期間を10か月有していた場合であっても、それぞれの種別の厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ないため、60歳から特別支給の老齢厚生年金を受給することはできない。

[誤り H28年 7C]

⇒「それぞれの種別の厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あるため、60歳から特別支給の老齢厚生年金を受給することができる。」

【解説】

(原則) 2以上の種別の被保険者であった期間は、合算できない。

(特例) 特別支給の老齢厚生年金の要件である「1年以上の被保険者期間を有すること」の場合には、合算可能。

設問では、特別支給の老齢厚生年金の要件に関する問題で、第1号厚生年金被保険者期間(8か月)及び第4号厚生年金被保険者期間(10か月)の合計18か月になり、特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

□ 第1号厚生年金被保険者期間を30年と第2号厚生年金被保険者期間を14年有する昭和29年10月2日生まれの現に被保険者でない男性は、両種別を合わせた被保険者期間が44年以上であることにより、61歳から定額部分も含めた特別支給の老齢厚生年金を受給することができる。

[誤り H28年 7D]

⇒「であっても、61歳から定額部分も含めた特別支給の老齢厚生年金を受給することができない。」

【解説】

特別支給の老齢厚生年金にかかる長期加入者の特例については、2以上の種別の被保険者期間を合算することはできません。

つまり、1の実施機関の被保険者期間で44年以上あることが必要

設問の場合、1の実施機関の被保険者期間で44年以上ないので

⇒61歳から定額部分を含まない報酬比例部分の特別支給の老齢厚生年金を受給することになります。

□ 特別支給の老齢厚生年金（基本月額 200,000 円）を受給する被保険者について、標準報酬月額が 240,000 円であり、その月以前 1 年間の標準賞与額の総額が 600,000 円であったとき、支給停止後の年金月額は 105,000 円（加給年金額を除く。）となる。

[誤り H27 年 9A]

⇒ 「支給停止後の年金月額は 95,000 円（加給年金額を除く。）となる。」

【解説】

○総報酬月額相当額…290,000 円（240,000 円+600,000 円/12）

○基本月額…200,000 円

○支給停止額 = (290,000 円+200,000 円-280,000 円×1/2= 105,000 円

したがって、支給停止後の年金月額は 95,000 円（200,000 円-105,000 円）になります。

□ 昭和 12 年 4 月 2 日以後に生まれた 70 歳以上の老齢厚生年金（基本月額 150,000 円）の受給権者が適用事業所に使用され、その者の標準報酬月額に相当する額が 360,000 円であり、その月以前 1 年間に賞与は支給されていない場合、支給停止される月額は 25,000 円となる。

[誤り H27 年 9B]

⇒ 「20,000 円となる。」

【解説】

計算式…「(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 47 万円) × 1/2」

○総報酬月額相当額…360,000 円

○基本月額…150,000 円

○支給停止額 = (360,000 円+150,000 円-470,000 円) × 1/2= 20,000 円

したがって、給停止される月額は 20,000 円。



□ 特別支給の老齢厚生年金は報酬比例部分と定額部分で構成されるが、厚生年金保険の被保険者期間（第3種被保険者期間はない。以下同じ。）が30年ある、昭和28年4月2日生まれの男性（障害等級に該当しない。）には定額部分は支給されず、60歳から報酬比例部分のみが支給される。

〔誤り H26年 9A〕

⇒ 「61歳から報酬比例部分のみ支給される。」

【解説】

昭和61年4月1日の年金大改正により、従来はそれぞれの制度が縦割りの為、支給開始年齢や要件がバラバラであったのを、基礎年金制度を導入することにより制度の統一化が計られました。

簡単に言うと、旧厚生年金保険では、男子60歳支給、女子55歳支給を昭和61年4月からは、国民年金にあわせて厚生年金も65歳からの支給に改正になりました。

ただし、今まで60歳とか55歳での支給開始年齢であったのをいきなり65歳にすると混乱をきたすので、現在20年間かけて生年月日に応じて65歳に支給開始年齢を引上げている途中ということになります。

【POINT…特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の押さえ方】

生年月日	経過期間	支給開始年齢
～昭和 16 年 4/1		60 歳 ～ 65 歳 報酬比例部分 定額部分
昭和 16 年 4/2～昭和 24 年 4/1	8 年間	60 歳 ～ 65 歳 報酬比例部分 → 定額部分
昭和 24 年 4/2～昭和 28 年 4/1	4 年間	60 歳 ～ 65 歳 報酬比例部分
昭和 28 年 4/2～昭和 36 年 4/1	8 年間	60 歳 ～ 65 歳 → 報酬比例部分
昭和 36 年 4/2～		65 歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金

経過措置としては、大きく 3 つに分けることができます。

○昭和 16 年 4 月 2 日から

⇒8 年間かけて「定額部分」を 2 年で 1 歳の引上げ

○次の昭和 24 年 4 月 2 日から

⇒4 年間の期間…60 歳から報酬比例部分のみを支給

○昭和 28 年 4 月 2 日から

⇒8 年間かけて「報酬比例部分」を 2 年で 1 歳の引上げ

で完了になります。

つまり、「8 年+4 年+8 年」=20 年

「昭和 16 年 4 月 2 日」と「8・4・8」を押さえれば表を覚えることができます。

(女子に関しては、男子に 5 歳を加えます。)

□ 昭和30年4月1日生まれの男性は、厚生年金保険の被保険者期間が22年あれば、老齢厚生年金の受給資格期間を満たしたものとされる。

[誤り H26年 9B]

⇒「23年あれば」

【POINT…被用者年金制度の加入期間の特例】

生年月日	期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

□ 特別支給の老齢厚生年金について、厚生年金保険の被保険者期間が30年ある、昭和39年4月2日生まれの女性（障害等級に該当しない。）には定額部分は支給されず、63歳から報酬比例部分のみが支給される。

[誤り H26年 9C]

⇒「64歳から報酬比例部分のみが支給される。」

□ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者は、その裁定請求書に雇用保険被保険者番号を記載した場合であっても、雇用保険法の規定による求職の申込みを行ったときは、速やかに、支給停止事由該当届を日本年金機構に提出しなければならない。

[誤り H26年 3D]

⇒「支給停止事由該当届は不要である。」

【POINT】

（原則）老齢厚生年金の受給権者は、求職の申込みを行った場合

⇒支給停止事由該当届を提出

（例外）雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがある場合

⇒支給停止事由該当の届出は不要

□ 昭和 24 年 4 月 2 日から昭和 28 年 4 月 1 日までの間に生まれた男子については、60 歳台前半の老齢厚生年金の支給要件を満たした場合、原則として報酬比例部分のみの 60 歳台前半の老齢厚生年金が支給される。

[正解 H19 年 2B]

【POINT…支給開始年齢】

①60 歳から「報酬比例部分+定額部分」を支給

⇒昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの一般男子

②「定額部分」の支給開始年齢の引上げ

⇒昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日生まれの一般男子

生年月日	支給開始年齢（定額部分）
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	64 歳

③60 歳から「報酬比例部分」のみ支給

⇒昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日生まれの一般男子

④「報酬比例部分」の支給開始年齢の引上げ

生年月日	支給開始年齢（報酬比例部分）
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64 歳

○昭和 36 年 4 月 2 日後に生まれた一般男子については、60 歳台前半の老齢厚生年金は支給されず、65 歳から原則的な老齢厚生年金が支給されます。

○女子は、男子に 5 歳加えた生年月日になります。

□ 厚生年金保険法附則第 8 条の 2 に定める「特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例」により、一般の女子であって、昭和 36 年 4 月 2 日に生まれた者は、62 歳以上に該当するに至ったときに支給される。

[正解 H24 年 7A]

□ 昭和 41 年 4 月 2 日以後生まれの女子の老齢厚生年金の支給開始年齢は、原則として 65 歳である。

[正解 H20 年 5A]

【解説】

昭和 41 年 4 月 2 日以後生まれの女子については、

⇒原則として、60 歳台前半の老齢厚生年金は支給されず 65 歳からの支給になります。

【POINT…報酬比例部分の女子の支給開始年齢】

- ・ 昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日までの間に生まれた者⇒61 歳
- ・ 昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日までの間に生まれた者⇒62 歳
- ・ 昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日までの間に生まれた者⇒63 歳
- ・ 昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日までの間に生まれた者⇒64 歳
- ・ 昭和 41 年 4 月 2 日以降⇒60 歳台前半の老齢厚生年金は不支給

□ 60 歳台前半の女性の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢は、昭和 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者から段階的に引き上げられ、昭和 24 年 4 月 2 日以降に生まれた者については、60 歳から 65 歳に達するまでの間、定額部分が支給されなくなる。

[誤り H24 年 9B]

⇒「60 歳台前半の男子の」

【解説】

設問は男子についての記述になります。女子は男子より 5 年遅れで段階的に引き上げられます。

□ 厚生年金保険法附則第 8 条の 2 に定める「特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例」により、一般の男子であって、昭和 27 年 4 月 2 日に生まれた者は、61 歳以上に該当するに至ったときに支給される。

[誤り H24 年 7A]

⇒「60 歳以上」

□ 厚生年金保険法附則第 8 条の 2 に定める「特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例」により、一般の男子であって、昭和 36 年 4 月 1 日に生まれた者は、64 歳以上に該当するに至ったときに支給される。

[正解 H24 年 7B]

□ 厚生年金保険法附則第8条の2に定める「特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例」により、一般女子であって、昭和33年4月2日に生まれた者は、61歳以上に該当するに至ったときに支給される。

[正解 H24年 7C]

□ 厚生年金保険法附則第8条の2に定める「特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例」により、一般の女子であって、昭和41年4月1日に生まれた者は、64歳以上に該当するに至ったときに支給される。

[正解 H24年 7E]

□ 報酬比例部分のみの60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者（加給年金額の対象者は有していないものとする。）が、被保険者でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して1年6月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。）は、その者の請求により、当該請求があつた月の翌月から、定額部分が加算された年金額に改定される。

[正解 H20年 10A]

【解説】

報酬比例部分のみの60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者について、

○被保険者でなく、かつ

○傷病により障害等級（1級から3級）に該当する障害の状態にある場合

⇒請求により、「報酬比例部分」＋「定額部分」が支給されます。

つまり、「定額部分」が加算されるということです。

□ 60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者（昭和29年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた女子とする。）が、その権利を取得した当時、被保険者でなく、かつ、その者の被保険者期間が44年以上であるときは、当該老齢厚生年金の額は、報酬比例部分の年金額に加給年金額が加算されるが、定額部分の年金額は支給されない。

[誤り H20年 5B]

⇒「定額部分の年金額も支給される。」

【解説】

「長期加入者の特例」に関する問題です。

報酬比例部分のみの60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者について、

○被保険者でなく、かつ

○その者の被保険者期間が44年以上ある場合

⇒「報酬比例部分」＋「定額部分」が支給されます。

つまり、「定額部分」が加算されるということです。

・請求は必要ありません。

□ 60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳となる昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた男子であって、その者が被保険者でない場合、当該老齢厚生年金の定額部分が支給されることはない。

[誤り H23年 9A]

⇒「支給されることがある。」

【解説】

「障害者の特例」や「長期加入者の特例」に該当する場合は、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた男子についても、61歳から報酬比例部分と定額部分を併せた特別支給の老齢厚生年金が支給されるので誤りになります。

・「被保険者でない場合」（簡単に言うと、サラリーマンでない場合）がポイントになります。

□ 昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれで船員たる被保険者期間が 15 年以上あって、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が 25 年以上ある者は、55 歳から特別支給の老齢厚生年金を受給できる。

[正解 H16 年 4C]

【POINT…坑内員・船員の特例】

生年月日	支給開始年齢
昭和 21 年 4 月 1 日以前	55 歳
昭和 21 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日	56 歳
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日	57 歳
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日	58 歳
昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日	59 歳
昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日	60 歳
中略	
昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 2 日	64 歳

- 請求は不要
- 「報酬比例部分」＋「定額部分」がセットで支給
- 被保険者であった期間は、実期間で算定

□ 昭和 21 年 4 月 1 日以前に生まれた男子で、3 分の 4 倍等される前の実際の船員たる被保険者期間が 12 年（すべて昭和 61 年 4 月 1 日前の期間とする。）あり、かつ、第 1 種被保険者期間が 9 年ある場合、この者は、55 歳から老齢厚生年金を受けることはできない。

[正解 H20 年 5C]

【解説】

第 3 種被保険者（坑内員・船員）の特例は、被保険者期間が「15 年以上」あることが要件ですが、この期間は、3 分の 4 倍する前の実期間である必要があります。



□ 定額部分と報酬比例部分の合計額が支給される者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

[正解 AとD H17年]

(A) 被保険者でなく、かつ傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときには、定額部分と報酬比例部分の合計額が支給される。

(○ H17-10)

【解説】

「障害者の特例」に関する問題です。

(B) 被保険者でなく、かつ被保険者期間が43年以上あるときには、定額部分と報酬比例部分の合計額が支給される。

(× H17-10)

⇒「44年以上あるときには、」

(C) 坑内員としての被保険者であった期間と船員としての被保険者であった期間とを合算した期間が12年以上あるときには、定額部分と報酬比例部分の合計額が支給される。

(× H17-10)

⇒「15年以上あるときには」

(D) 65歳未満の女子であって昭和20年4月1日以前に生まれた者であるときには、定額部分と報酬比例部分の合計額が支給される。

(○ H17-10)

【解説】

昭和21年4月1日以前生まれの女子については、支給開始年齢の引き上げの対象とならないので、定額部分と報酬比例部分の合計額が支給されます。

(E) 昭和20年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた男子が62歳に達したときには、定額部分と報酬比例部分の合計額が支給される。

(× H17-10)

⇒「63歳に達したときには」

【法附則 8 条】 特別支給の老齢厚生年金の年金額

[出題実績] ○ 択一式      ◎ 選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	—	○	○	○	○	—	②	—	—	—

□ 昭和 25 年 4 月 2 日生まれの女子に支給される特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額の計算に係る被保険者期間の月数は、456 月を上限とする。

[誤り H25 年 10E]

⇒ 「480 月を上限とする。」

【解説】

昭和 21 年 4 月 2 日以後に生まれた者⇒男女問わず、480 月が上限になります。

□ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、被保険者の資格を喪失したまま 1 月を経過したときは、喪失した日までのすべての被保険者期間を年金額の計算の基礎として計算し、当該 1 月を経過した日の属する月から年金額が改定される。

[正解 H16 年 4A]

【解説】

「老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、資格を喪失」ということは、退職時改定についての設問になります。

要件として、被保険者の資格を喪失した日から起算して 1 月を経過したとき

⇒その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とし、資格を喪失した日から起算して 1 月を経過した日の属する月から、年金の額を改定されます。

□ 60 歳台前半の特別支給の老齢厚生年金を受給している被保険者が、その被保険者の資格を喪失し、かつ被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して 1 か月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日の属する月から年金の額を改定する。

[誤り H23 年 9B]

⇒ 「資格を喪失した日から起算して 1 月を経過した日の属する月から年金の額を改定する。」

【解説】

同じく、退職時改定に関する設問です。

□ 定額部分の計算の際に用いる被保険者期間の月数は、昭和 21 年 4 月 2 日以後に生まれた者については 480 月が上限である。

[正解 H16 年 5A]

【POINT…被保険者期間の上限】

生年月日	上限
昭和 4 年 4 月 1 日以前	420 月
昭和 4 年 4 月 2 日～昭和 9 年 4 月 1 日	432 月
昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日	444 月
昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日	456 月
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日	468 月
昭和 21 年 4 月 2 日以後	480 月

○中高齢の期間短縮に該当する者⇒「240 月」

○左記の上限月数は、12 月の間隔

【解説】

特別支給の老齢厚生年金の額は、「報酬比例部分」と「定額部分」から構成されています。

○「報酬比例部分」に関しては

⇒65 歳から支給される老齢厚生年金の額の計算方法により算出

(被保険者期間の上限なし)

○「定額部分」

(法定額)

⇒1,628 円×改定率×政令で定める率×被保険者期間の月数

(物価スライド特例措置による額)

⇒1,628 円×改定率×政令で定める率×被保険者期間の月数

用語	内容
定額単価	1,628 円 国民年金の満額 (780,900 円) を 480 月 (40 年×12 月) で除して得た額に近似の数字になります。
改定率	0.999 (平成 27 年度)
政令で定める率	昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの者⇒1.875～1.032

□ 昭和 20 年 4 月 2 日生まれの被保険者に支給される特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額は、1,628 円に老齢基礎年金の改定率、当該被保険者の乗率 1.032 及び 480 月を上限とする被保険者期間の月数を乗じて得た額として計算される。

[誤り H17 年 5E]

⇒「468 月」

□ 60歳台前半の老齢厚生年金の定額部分の額は、1,628円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。）に被保険者期間の月数を乗じて得た額となる。当該被保険者期間の月数は、生年月日にかかわらず、480が上限とされている。

[誤り H20年 6C]

⇒ 「生年月日に応じて、420から480が上限とされている。」

□ 60歳台前半の老齢厚生年金の定額部分の年金額の計算の際に用いる被保険者期間の月数は、生年月日に応じて段階的に引き上げる措置が講じられており、昭和4年4月1日以前に生まれた者については440月が上限とされている。

[誤り H21年 4C]

(× H21-4C)

⇒ 「420月が上限とされている。」

□ 老齢厚生年金の定額部分の額の計算について、当該老齢厚生年金の受給権者が昭和9年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者である場合には、被保険者期間の月数の上限を444か月として計算する。

[誤り H22年 2A]

⇒ 「昭和9年4月2日から昭和19年4月1日までの間」

